

第5次新宮町総合計画

—みんなの新宮町未来計画—

●前期基本計画●

(2011 ▶ 2015)



福岡県 新宮町

目次 CONTENTS

◇ はじめに

- ①計画の位置づけ・対象期間……………2
- ②計画策定の趣旨・背景……………3

◇ 前期基本計画

- 前期基本計画の施策体系……………4

第1章 子育て環境が充実したまち

- 1-1 子育て支援の充実……………6
- 1-2 妊産婦・乳幼児の健康づくり……………8
- 1-3 就学前教育・保育の充実……………10
- 1-4 学校教育とその環境の充実……………12
- 1-5 青少年健全育成の推進……………14

第2章 心豊かな人を育むまち

- 2-1 生涯学習の推進……………16
- 2-2 生涯スポーツの推進……………18
- 2-3 歴史・文化の継承と創造……………20

第3章 人権が尊重されるまち

- 3-1 人権教育と啓発の推進……………22
- 3-2 人権行政の計画的推進……………24
- 3-3 男女共同参画の社会づくり……………26

第4章 生活環境が充実し 快適に暮らせるまち

- 4-1 秩序ある土地利用……………28
- 4-2 道路網の整備と道路環境の充実……………30
- 4-3 公共交通の充実……………32
- 4-4 水の安定供給……………34
- 4-5 下水道の整備……………36

第5章 安全・安心な生活が送れるまち

- 5-1 防災対策の充実……………38
- 5-2 防犯対策・交通安全対策の強化……………40
- 5-3 生活相談・支援の充実……………42

第6章 自然と環境を大切にするまち

- 6-1 自然環境の保全……………44
- 6-2 公園・緑地の整備と保全……………46
- 6-3 廃棄物の適正処理……………48
- 6-4 生活環境・公害防止……………50

第7章 活力を生み出すまち

- 7-1 農水産業の振興……………52
- 7-2 商工業の振興……………54
- 7-3 観光の振興……………56

第8章 健康で福祉が充実したまち

- 8-1 健康づくりの推進……………58
- 8-2 地域福祉の充実……………60
- 8-3 高齢者福祉の充実……………62
- 8-4 障がい者福祉の充実……………64
- 8-5 社会保障の充実……………66

第9章 みんなの力で 地域づくりを進めるまち

- 9-1 コミュニティの振興……………68
- 9-2 協働・公益活動の推進……………70

第10章 行政を経営し計画を 着実に進めるまちづくり

- 10-1 効率的な行財政運営……………72
- 10-2 広域行政の推進……………74
- 10-3 情報化の推進と広報広聴の充実……………76

はじめに

①計画の位置づけ・対象期間

◆前期基本計画の位置づけ

第5次新宮町総合計画は、基本構想と基本計画で構成されています。基本構想は、今後10年間の本町がめざすべきまちの姿(将来像)を明らかにし、その実現に向けたまちづくりの基本的な考えや方向性を示します。基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な施策・事業を体系的に明らかにしたもので、本町のまちづくりの指針となるものです。

◆対象期間と構成

基本構想の対象期間である10年間で、社会状況の変化に的確に対応していくため、5年をめぐりに内容の見直しを行います。前期基本計画は、平成23年度から平成27年度までの5カ年を計画期間とします。

■基本構想 【計画期間】 10年間 平成23年度～平成32年度

・総合的・長期的視点に立って、本町がめざすべきまちの姿(将来像)の実現に向けて、その考え方や施策の基本方向を示す総合的なまちづくりの指針となるもので、町民から親しまれ、町民と行政との連携・協働のもと、未来の“新宮町”をつくるための「まちづくりの共通目標」としていきます。

■基本計画 【計画期間】 5年間 平成23年度～平成27年度

・基本構想で示された10年間にわたる「めざすべきまちの姿(将来像)」を実現するために、本町が進めていく施策の内容を明らかにした町政の基本的な計画となるものです。

基本構想 【平成23年度～平成32年度】	
前期基本計画 【平成23年度～平成27年度】	後期基本計画 【平成28年度～平成32年度】

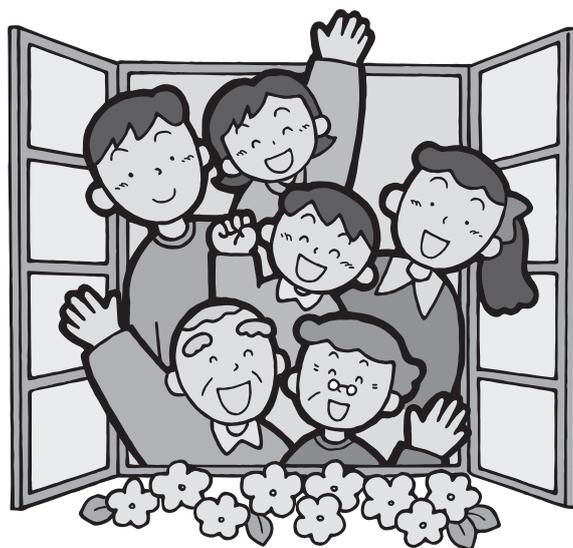
②計画策定の趣旨・背景

基本計画は、基本構想で定めた基本目標を実現するための施策を分野ごとに体系的に示したものです。

基本構想では、「町民と行政との協働によるまちづくり」と位置づけ、10年間の長期的な構想として多くの町民の意見を取り入れて作り上げたもので、基本計画は、基本構想をもとに具体的なまちづくりの方向性や取り組みの内容を表した5年間の中期的な計画であり、主に庁内で組織した策定委員会、調査研究委員会、さらに若手職員で構成した手づくりマスタープラン研究会において検討を重ね、職員自らの手で作り上げました。

今回、第5次新宮町総合計画前期基本計画では、基本構想を実現するための「10」の主要施策を掲げています。それぞれの施策については、「現状と課題」、「施策の方針」、「施策の体系」、事業の内容を示した「施策の内容」、そして、町民皆様の御協力をいただくため、「協働を推進するためには」の5つに整理して記述しています。さらに成果指標・数値目標を設定し、よりわかりやすく、実効性の高い計画を目指します。

「基本構想」及び「基本計画」から構成された第5次新宮町総合計画を着実に推進することで、町民と行政による協働のまちづくりを実現していきます。



前期基本計画の施策体系

分野別の基本目標

主要施策

第1章 子育て環境が充実したまち

- 1 子育て支援の充実
- 2 妊産婦・乳幼児の健康づくり
- 3 就学前教育・保育の充実
- 4 学校教育とその環境の充実
- 5 青少年健全育成の推進

第2章 心豊かな人を育むまち

- 1 生涯学習の推進
- 2 生涯スポーツの推進
- 3 歴史・文化の継承と創造

第3章 人権が尊重されるまち

- 1 人権教育と啓発の推進
- 2 人権行政の計画的推進
- 3 男女共同参画の社会づくり

第4章 生活環境が充実し 快適に暮らせるまち

- 1 秩序ある土地利用
- 2 道路網の整備と道路環境の充実
- 3 公共交通の充実
- 4 水の安定供給
- 5 下水道の整備

第5章 安全・安心な生活が送れるまち

- 1 防災対策の充実
- 2 防犯対策・交通安全対策の強化
- 3 生活相談・支援の充実

第6章 自然と環境を大切にすまち

- 1 自然環境の保全
- 2 公園・緑地の整備と保全
- 3 廃棄物の適正処理
- 4 生活環境・公害防止

第7章 活力を生み出すまち

- 1 農水産業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 観光の振興

第8章 健康で福祉が充実したまち

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域福祉の充実
- 3 高齢者福祉の充実
- 4 障がい者福祉の充実
- 5 社会保障の充実

第9章 みんなの力で地域づくり を進めるまち

- 1 コミュニティの振興
- 2 協働・公益活動の推進

第10章 行政を経営し計画を 着実に進めるまちづくり

- 1 効率的な行財政運営
- 2 広域行政の推進
- 3 情報化の推進と広報広聴の充実

施策の内容

[1-1] ①子育てに関する相談・支援の充実 ②児童虐待防止の推進 ③地域での子育て支援 ④子育てに伴う負担の軽減 ⑤要支援児への対応
 [1-2] ①妊婦・乳幼児の健康づくりの支援 ②妊娠・出産・育児に関する情報提供 ③子育て環境づくり ④発育・発達に遅れがある乳幼児への対応
 [1-3] ①幼児教育・保育の充実 ②幼児教育・保育サービスの推進 ③仲間づくりの推進
 [1-4] ①「生きる力」を育む教育内容の充実 ②豊かな心を育む教育の推進 ③地域やボランティアと協働した児童・生徒の安全・安心対策
 ④学童保育の充実 ⑤教育環境の整備 ⑥国際交流の推進
 [1-5] ①青少年健全育成活動の推進 ②家庭・地域の教育力の向上 ③環境浄化活動の推進 ④相談体制の充実

[2-1] ①学習機会の充実 ②生涯学習の基盤づくり ③図書館利用者サービスの充実 ④交流の推進
 [2-2] ①生涯スポーツの振興 ②多様なスポーツ活動の普及促進 ③体育施設の充実
 [2-3] ①文化財の保全 ②協働による文化財の活用 ③伝統文化の継承 ④芸術・文化の振興

[3-1] ①学校における人権教育の推進 ②家庭や地域における人権教育の推進 ③人権啓発活動の充実
 [3-2] ①人権施策の総合的な推進 ②各種団体・機関との連携 ③人権に関する相談体制の充実 ④人権意識の的確な把握
 [3-3] ①男女共同参画に関する啓発と教育の推進 ②女性の人権を侵害する行為の防止 ③男女共同参画の計画的推進

[4-1] ①成熟型市街地の形成 ②市街化調整区域などの適切な土地利用の推進
 [4-2] ①幹線道路の整備 ②都市計画道路の見直しと整備 ③生活道路の整備 ④道路の適切な維持管理
 [4-3] ①交通結節機能の充実 ②コミュニティバスの充実 ③渡船基盤の充実 ④駐車・駐輪対策の充実
 [4-4] ①安全で良質な水の安定供給 ②広域的な水資源の確保 ③経営の健全化
 [4-5] ①下水道の普及促進 ②老朽施設の適切な維持管理 ③浸水対策 ④し尿処理方法の検討 ⑤経営の健全化

[5-1] ①協働による災害に強いまちづくりの推進 ②消防救急体制の充実 ③危険箇所への対策
 [5-2] ①防犯活動の支援と広報の充実 ②交通安全意識の高揚 ③防犯・交通安全施設の整備 ④暴力犯罪の防止
 [5-3] ①生活相談の充実 ②消費者意識の高揚 ③情報の発信

[6-1] ①自然の保全と活用 ②荒廃森林の再生 ③総合的な環境施策の計画的推進
 [6-2] ①都市公園などの整備 ②公園の適切な維持管理 ③緑化の推進
 [6-3] ①ごみ処理・リサイクル体制の充実 ②ごみの減量化・リサイクルの推進 ③環境意識の高揚
 [6-4] ①環境美化活動の推進 ②公害の未然防止 ③迷惑防止対策の推進 ④地球温暖化防止対策の推進

[7-1] ①農業担い手の育成支援 ②地産地消の推進と荒廃農地の対策 ③高付加価値農水産物の開発 ④水産業の振興
 [7-2] ①商業の振興 ②製造業・工業の振興 ③中心市街地商業ゾーンの成熟 ④企業誘致の推進
 [7-3] ①観光情報の発信と施設の充実 ②連携による観光の推進 ③観光振興の仕組みづくり

[8-1] ①健康づくりの啓発 ②検(健)診・保健指導の充実 ③こころの健康づくり ④食育の推進 ⑤感染症予防
 [8-2] ①地域福祉活動の充実 ②見守りネットワークの構築 ③福祉ボランティア活動の推進
 [8-3] ①高齢者の社会参加 ②高齢者の健康づくり ③日常生活支援の充実 ④相談窓口の充実
 [8-4] ①障がい者の自立と社会参加の促進 ②相談支援体制の充実 ③生活環境の充実 ④障がいのある子どもたちの療育
 [8-5] ①国民健康保険事業の健全な運営 ②国民年金制度の啓発 ③地域医療体制の充実 ④低所得者福祉の充実

[9-1] ①コミュニティ組織の仕組みづくり ②コミュニティ施設の充実 ③コミュニティ活動の活性化 ④住居表示の推進
 [9-2] ①協働の仕組みづくりと情報提供 ②公益活動への支援 ③町民参画の推進

[10-1] ①町民から信頼される行財政運営 ②組織・人材の育成
 [10-2] ①福岡都市圏広域行政計画の推進 ②広域行政の推進 ③近隣市町との連携
 [10-3] ①電子自治体の構築 ②広報機能の充実 ③広聴システムの充実 ④情報公開の推進

第1章 子育て環境が充実したまち

1 子育て支援の充実

現状と課題

◆女性の社会進出が進む中、子育てに伴う精神的、体力的負担や経済的負担が少子化の一因となっています。このため、仕事と子育てを両立できる、総合的な子育て支援が必要です。

◆本町の出生数は、毎年300人程度で推移していますが、子育て世帯の転入などにより子どもの数は増加傾向にあります。転入世帯の孤立化や核家族化の進展、ひとり親家庭の増加によって、子育てに不安や悩みを持つ親は年々増加しており、虐待へつながるケースもあるため、子育てに関する相談体制の充実や子育てサークルなどの仲間づくりの支援が求められています。

◆本町では、平成22(2010)年に社会福祉センター内に地域子育て支援センター(※注1)(かがるーひろば)をオープンするなど、子育て支援に取り組んでいますが、施設や相談体制が十分ではないなどの課題もあります。また、子育てに伴う経済的負担の軽減の一環として、平成20(2008)年10月から、子どもに関する医療費の助成を6歳未満までに拡大したところですが、今後もさらなる拡大が検討課題となっています。

◆“子育ての基本は家庭である”という認識のもとに、家族はもちろんのこと地域ぐるみで子育てを支えるためのネットワークを構築し、家庭と地域、行政が一体となって安心して子育てする環境をつくっていくことが望まれています。また、子育て家庭の経済的な負担を軽減するための施策や育児に関する援助についても、さらなる取り組みが求められています。

◆心身に障がいのある子どもの発達を支援するために、ことばの教室や指定相談所による相談支援事業を行い、早期の対応、支援に努めてきました。今後も保健事業や関係機関との連携強化を図っていくことが必要です。

◆発達障がい(※注2)のことが正しく理解されていないことが多く、育児の孤立化や虐待につながる場合があるため、周囲の理解と協力を得るための啓発活動が必要です。

◆施策の方針

安心して産み育てることができる環境を整えるため、本町で育つすべての子どもに対して、多面的な子育て支援を推進します。

◆施策の体系

子育て支援の充実

- ◆子育てに関する相談・支援の充実
- ◆児童虐待防止の推進
- ◆地域での子育て支援
- ◆子育てに伴う負担の軽減
- ◆要支援児への対応

<協働を推進するために>

子育ての基本は家庭であり、家族はもちろん地域やネットワークなどによる横のつながりを強め、相互に信頼関係をつくる必要があります。そのため、助け合いの精神で子育ての情報交換を進め、各種相談機関の情報を活用することが大切です。

施策の内容

①子育てに関する相談・支援の充実

- 子育てに関する不安や悩みを解消するため、拠点となる地域子育て支援センターの充実を図り、相談体制の強化や情報の提供などきめ細かな支援に努めます。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、町立幼稚園での預かり保育や保育所などでの保育サービスの充実を図ります。

②児童虐待防止の推進

- 虐待を未然に防止するため、児童相談所や民生・児童委員協議会などの関係機関で構成する新宮町要保護児童対策地域協議会を中心に地域での見守りや指導を強化します。
- 家庭内や地域で孤立した子育てにならないように、育児相談体制の充実や保育・教育機関との連携を強化します。

③地域での子育て支援

- 子育てに関する情報の共有や悩みを解決するため、地域での子育てサロンの立ち上げや仲間づくりを支援します。
- 子育て家庭と地域の人々との交流を促進するため、子ども会や子育てサークルの活動を支援します。

④子育てに伴う負担の軽減

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するために、子どもの医療費に対する助成制度の拡大や子育て用品のリサイクルの仕組みづくりに努めます。
- ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、就業支援、経済的な支援などの充実を図ります。
- 子育てによるストレスや疾病などにより、家庭での養育が一時的に困難になった場合などに、安心して子どもを預けられる場所を確保し、子育て家庭の精神的・肉体的負担の軽減に努めます。

⑤要支援児への対応

- 発達の遅れのある子どもについては、できるだけ早く適切な支援を実施するために、医療機関などと情報を共有し、連携を図りながら療育相談支援体制を充実します。
【関連施策 1-2妊産婦・乳幼児の健康づくり④】
- 障がいのある子どもの家庭を温かく見守り支援する地域づくりを促進するため、多様化する障がいに対する理解を深めるための啓発を行います。
【関連施策 8-4障がい者福祉の充実④】

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
地域子育て支援センター開所日数	—	5日/週
子どもの医療費助成	3歳未満全額補助 6歳未満補助	対象年齢の拡大
地域子育てサロン数	2カ所	5カ所

(※注1) 地域子育て支援センターとは、子育て中の親子交流の場、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての悩み解消・相談の場として、子育てのパートナーとして地域全体で子育てを応援する施設のこと。

(※注2) 発達障がいとは、さまざまな原因によって乳児期から幼児期にかけて生じる発達遅延のこと。

第1章 子育て環境が充実したまち

2 妊産婦・乳幼児の健康づくり

現状と課題

- ◆子どもが健やかに育つためには、妊娠中からの母と子の健康が重要であり、親と家族が子の栄養や睡眠、衛生に注意を払うとともに、地域と協働しながら運動や遊びなどを通して子育て環境を整えていく必要があります。特に乳幼児期に身についた生活習慣・リズムは、生涯にわたり影響を及ぼすことから、この時期に習得することが重要です。
- ◆都市化、核家族化の進展により、子育て世帯は、孤立などによるストレスや不安感が増加する傾向もあり、そのことが児童虐待の一因とも言われています。家庭内や地域で孤立した子育てにならないように育児相談体制の強化が必要です。
- ◆本町では、平成19(2007)年に策定した第3期母子保健計画により、妊婦・乳幼児の健診、子育て家族向けの教室、訪問・相談事業や母子の健康状態の把握、健康増進のための情報提供などを実施するとともに、子育ての仲間づくりを支援してきました。今後も、健診などの場が福祉施策を含めた育児支援につながるような、一貫した支援体制が必要です。
- ◆病気の兆しや発達の遅れなどで治療や療育が必要な乳幼児などに対しては、早期発見と適切な支援が求められています。また、子どもの健康づくりは、家庭環境の影響も大きいことから、福祉・医療など関係機関との連携の強化や家族全体への多面的な支援が重要です。

◆施策の方針

子どもの健やかな発育のために必要な情報を提供するとともに、健診・相談・教室などを実施し、子育て家族の健康づくりを支援します。また、医療・福祉との連携や、地域の支援者育成、ネットワークづくりなどの支援を行い、子どもの健康づくりを支える環境を整備します。

◆施策の体系

妊産婦・乳幼児の健康づくり

- ◆妊婦・乳幼児の健康づくりの支援
- ◆妊娠・出産・育児に関する情報提供
- ◆子育て環境づくり
- ◆発育・発達に遅れがある乳幼児への対応

<協働を推進するために>

子どもが健やかに育つためには、妊産婦の健康管理や主体的な健康づくりが必要です。

そのためには関係機関の健診を積極的に受診し、自らの健康状態を把握するとともに、町や医療機関などと連携を図りながら子どもの健康づくりを行うことが大切です。

施策の内容

①妊婦・乳幼児の健康づくりの支援

- 健康づくりのスタートである健診などの機会を通じて妊婦、乳幼児の健康状態を把握し、必要な相談・指導を実施します。
- 健診などの未受診者に対しては受診勧奨、家庭訪問などを実施し、健康状態の把握に努めます。
- 乳幼児健診や相談など、あらゆる機会を通じて、子育て家族の不安などに対応した支援を行います。

②妊娠・出産・育児に関する情報提供

- 妊娠、出産、子育て期を安心して過ごせるように必要な情報を計画的に発信します。
- 妊婦及び保護者に対して沐浴や離乳食など、育児に関する体験型の教室を開催し、安心して子育てできるよう支援します。

③子育て環境づくり

- 男女がともに子育てをする環境をつくるため、各種講座を通じて父親の育児参加を促します。

- 運動や遊びなど地域の子育て環境を整えるため、子育てサークルや子育て支援ボランティア団体などの活動を支援します。
- 地域ぐるみでの子育て支援やネットワーク強化を図るため、区長、民生・児童委員、福祉委員などの各地区の委員等と医療機関・保育所などとの連携強化を図ります。

④発育・発達に遅れがある乳幼児への対応

- 病気の兆しや発達の遅れなどが心配な乳幼児に対して、関係機関と連携をとりながら、早期発見に努めます。

【関連施策 1-1 子育て支援の充実⑤】

- 医療・福祉・療育機関との連携を図り、子どもや家庭に対し、きめ細かな支援を行います。
- 発達障がいなどに対する療育事業の充実を目指します。

【関連施策 8-4 障がい者福祉の充実④】

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
乳幼児健診受診率	95%	96%
乳幼児健診未受診者の状況把握率	97%	98%
育児関連教室への父親参加者数	87人	150人
乳児家庭訪問実施率	95%	96%

第1章 子育て環境が充実したまち

3 就学前教育・保育の充実

現状と課題

- ◆就学前における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちの健やかな成長のために良好な環境を整備する必要があります。
- ◆本町の就学前における教育や保育施設は、町立幼稚園3園、私立幼稚園1園、私立認可保育所2園、町立届出保育施設1園、私立届出保育施設3園が担っていますが、最近、私立認可保育所2園では、定員を超過した児童の受け入れを行ってきています。
- ◆少子化傾向は依然として続いているものの、近年の経済・雇用情勢の影響による共働き世帯の増加など社会的背景の変化により、保育需要は今後も増加すると考えられます。また、本町においては、民間の住宅開発に加え、沖田・緑ヶ浜地区の区画整理事業の完了により、保育ニーズがさらに高まると予測されます。そのため、人口動向や就学前教育・保育ニーズを的確に把握しながら、今後、いかに教育・保育環境を向上させていくかが課題となっています。
- ◆国においては少子化対策の一環として、親の就労と子育ての両立支援を積極的に進めるため、保育サービスの拡大と、幼稚園と保育所の一体化を含めた制度の抜本的な見直しが検討されており(平成22(2010)年7月現在)、今後は、このような国の保育関連政策の動向に十分配慮していくことも必要です。

- ◆幼稚園、保育所のサービス内容については、保護者のニーズに応じて、預かり保育(※注1)の実施や一時保育(※注2)の充実などの対応や障がい児保育、病後児保育(※注3)などの受け入れ体制の充実を図っていく必要があります。

◆施策の方針

子どもを育てる良好な環境を整備するため、次世代支援計画に基づき、多様な子育て支援施策を総合的に推進します。

◆施策の体系

就学前教育・保育の充実

- ◆幼児教育・保育の充実
- ◆幼児教育・保育サービスの推進
- ◆仲間づくりの推進

<協働を推進するために>

子どもの健やかな成長には、家庭環境はもちろん就学前の教育・保育を良好に保つことが必要です。

そのためには、地域子育てサロンなどの活動を通じて、親子との相互交流や情報交換を行い、地域で子育てを支援していくことが大切です。

施策の内容

①幼児教育・保育の充実

- 宅地開発などにともない、人口の増加が見込まれることから、町立幼稚園の増築を推進します。また、待機児童の解消を図るために、保育所の整備を推進します。
- 園児が楽しく安全に過せるために、施設の点検や改修などに努めます。
- 幼稚園・保育園児がスムーズに小学校生活をスタートできるよう、小学校児童と幼稚園・保育園児の交流を推進します。
- 生きる力を育むために家庭と連携を図りながら、基本的な生活習慣を身につけ、規範意識を培うなど、特色のある幼稚園教育に努めます。

②幼児教育・保育サービスの推進

- 国の動向を見据えながら、町立幼稚園における預かり保育を検討します。
- 保育所における一時保育や障がい児保育、病後児保育の充実などに努めます。

③仲間づくりの推進

- 地域子育て支援センターを中心に、地域や幼稚園・保育所などと連携した子育てに関する相談を充実させるとともに仲間づくりを支援します。
- 乳幼児健診などの機会を利用して子育てサークルなどの情報提供を行い、魅力あるサークルづくりを支援します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
保育所待機児童数	23人	0人
幼稚園の預かり保育園児数	—	40人

(※注1) 預かり保育とは、幼稚園での保育が終わった後、希望する園児を引き続きそのまま保育すること。
 (※注2) 一時保育とは、保護者の就労や傷病などにより、家庭での保育ができなくなった場合に、一時的に行う保育のこと。
 (※注3) 病後児保育とは、病気回復期にあり、集団保育になじまない幼児を一時的に預かること。

第1章 子育て環境が充実したまち

4 学校教育とその環境の充実

現状と課題

- ◆子どもたちが、本町の明日を担う人材として成長していくために、小・中学校教育に求められる役割がますます大きくなっています。これまで、本町では個性・創造力を伸ばす教育を推進するとともに、教育施設・環境の充実に努めてきました。(別表1)
- ◆平成23(2011)年度から小学校で、平成24(2012)年度から中学校において、新学習指導要領が完全実施になります。小・中学校の授業時間数が増えるなど、確かな学力を育む教育内容になります。今後のスムーズな移行と体制整備が求められています。
- ◆学校施設については、宅地開発などによる児童・生徒の増加を的確に見込みながら整備するとともに、「安全・安心・快適」な施設整備を計画的に行う必要があります。
- ◆本町の児童・生徒の不登校率は、県の平均1.2%より低い0.6%となっていますが、このような不登校やいじめなどのさまざまな教育課題については、教育相談員などの適正配置とともに新たな対応も必要となってきました。また心身に障がいをもつ子どもに対するさらなる支援も必要です。
- ◆本町では、地域が主体となって、児童・生徒が交通事故や犯罪に巻き込まれることなく安全・安心に通学できるようボランティア団体などによる見守り活動など、地域全体で子どもたちを見守る体制がつくられてきています。
- ◆本町では、親の就労などの社会変化に伴い、昭和63(1988)年度から順次学童保育所(※注1)を整備してきました。今後は、対象学年の拡大などの検討が必要です。
- ◆本町では、韓国や中国の小学校との交流事業やアジア各国の子どもたちとのホームステイ事業を行っており国際感覚豊かな人材育成にも努めています。

別表1

- ・新宮中学校ランチサービス開始(平成19年度)
- ・新宮中学校管理棟建替え(平成19年度)
- ・立花小学校学童保育開始(平成19年度)
- ・新宮東小学校給食室建替え(平成20年度)
- ・新宮東小学校第2学童保育所建設(平成21年度)
- ・全小中学校施設の耐震化完了(平成22年度)(※町民体育館含む)
- ・新宮中学校剣道場建設(平成22年度)

◆施策の方針

子どもたちが安心して学び、楽しく生活し、社会の変化に対応できるようにするため、特色ある教育活動の充実や地域との連携をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

◆施策の体系

学校教育とその環境の充実

- ◆「生きる力」を育む教育内容の充実
- ◆豊かな心を育む教育の推進
- ◆地域やボランティアと協働した児童・生徒の安全・安心対策
- ◆学童保育の充実
- ◆教育環境の整備
- ◆国際交流の推進

<協働を推進するために>

子どもたちの安全を確保するため、保護者や地域の住民が協力して、安全確保に努めることが求められます。また、子どもの教育には、家庭の果たす役割の重要性を認識し、生活に必要な生活習慣が身につくように育てることが大切です。

施策の内容

①「生きる力」を育む教育内容の充実

- 「確かな学力」を土台として、総合的な人間力としての「生きる力」を養うため、心と体のバランスの取れた教育を推進します。
- 基礎学力の向上や社会の変化に対応できる児童・生徒を育むために、外国語能力や情報モラルの育成を図るとともに、教員などの適切な配置に努めます。
- 確かな学力の育成に向けて、小学校から中学校への円滑な接続、義務教育9年間を通じた教育課程の編成など小・中学校の連携した教育を推進します。

②豊かな心を育む教育の推進

- 生命の尊重や基本的な生活習慣の体得、規範意識の醸成や良好な人間関係形成などを重点とする道徳教育を推進します。
- いじめや不登校などによるさまざまな悩みを持つ児童・生徒やその保護者に対し、心のケアやその解決につなげる相談体制を充実させるために、心の教室相談員や教育相談員との連携をさらに強化します。
また、適応指導教室(※注2)の設置を検討します。
- 障がいのある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加を培うため、一人ひとりの(教育的)ニーズに応じた特別支援教育支援員(※注3)や介助員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。
【関連施策 8-4障がい者福祉の充実④】

③地域やボランティアと協働した児童・生徒の安全・安心対策

- 地域やボランティア団体との協働により、見守り活動を支援するとともに、交通安全指導や防犯強化に努めます。
- 児童・生徒の大切な命を交通事故から守るために、各学校において交通安全指導に努めます。
- 児童・生徒の安全を見守るため、PTAや各小・中学校が連携し、防犯情報配信システム(ミテルちゃんネットワーク)の支援に努めます。

④学童保育の充実

- 保護者の就労支援及び放課後児童の安全確保のために、今後さらなる学童保育所の充実に努めます。

⑤教育環境の整備

- 児童・生徒が楽しく安全・安心・快適に学校生活が過せるようにするために、年次計画を立て校舎などの改修を行うとともに、児童・生徒数の推移を予測し、施設の整備について適切に対応します。また、児童・生徒の安全性や緑化への推進を図るため、町民との協働による運動場の芝生化を検討します。
【関連施策 6-2公園・緑地の整備と保全③】

⑥国際交流の推進

- 広い視野をもち、異文化を理解するなど、子どもたちが国際感覚を養うために、アジア各国の子どもたちとのホームステイや手紙の交換などを通じた相互交流を推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
不登校児童・生徒の割合	0.6%	0.5%

(※注1)学童保育とは、労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指す。
 (※注2)適応指導教室とは、長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的施設に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室のこと。
 (※注3)特別支援教育支援員とは、小・中学校に在籍する障がいのある子どもたちを適切に支援するため、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や学習支援、安全確保などの学習活動上のサポートを行う者。

第1章 子育て環境が充実したまち

5 青少年健全育成の推進

現状と課題

- ◆核家族化や少子化、都市化の進展など、社会情勢の急激な変化に伴い、携帯電話やインターネットにまつわる事件やいじめなど、子どもたちの健全育成を妨げる社会問題が数多く発生しています。
- ◆子どもたちが健やかに成長するための基礎である、家庭・地域・学校において、それぞれがもつ教育の役割を十分に発揮し、相互の連携を図っていくことがますます重要となっています。
- ◆本町では、福岡県の「教育力向上福岡県民運動(※注1)」や「アンビシャス運動(※注2)」の趣旨にもとづき、平成15(2003)年から地域通学合宿(※注3)を実施し、その後拡大を図ってきています。
- ◆子どもたちの手による「子ども会活動」をめざしジュニアリーダーを養成してきた結果、サマーキャンプやスポーツ交流会などの活動において、自分たちの手で大会を運営できるまでに成長しています。
- ◆非行防止については、青少年指導員による夜間巡回や、地域の人々による登下校時の見守り活動など、地域ぐるみで子どもたちの非行防止や安全を確保する取り組みがなされています。今後は、この活動の輪をさらに広げるとともに、住民一人ひとりが子どもたちに関心を持ち、子どもたちに気軽に声をかけることができるような地域づくりをしていくことが重要となってきています。
- ◆子どもたちの規範意識の低下や地域のつながりの希薄化が指摘されています。今後は、住民と行政が一体となり、家庭や地域などさまざまな分野で青少年健全育成活動に取り組むことが必要です。

- ◆思春期の子どもたちのさまざまな悩みを聞き適切に助言するため、本町では教育相談員による相談事業をそびあしんぐう及び学校巡回により毎週実施しています。最近は、社会環境の変化などにより相談件数が増えてきています。

◆施策の方針

青少年が明日の担い手となって、健やかに育つ環境をつくるため、町全体での体制整備のもと、健全育成の推進を図ります。

◆施策の体系

青少年健全育成の推進

- ◆青少年健全育成活動の推進
- ◆家庭・地域の教育力の向上
- ◆環境浄化活動の推進
- ◆相談体制の充実

<協働を推進するために>

家庭でのしつけや地域での見守り・声かけを積極的に行なうことで、青少年の非行防止への取り組みを図っていく必要があります。

施策の内容

①青少年健全育成活動の推進

- 子どもたちの健全育成活動を推進するため、ジュニアリーダーを育成し、子どもたちの手による「子ども会活動」を引き続き支援します。
- 子どもたちの能力や可能性を伸ばすため、家庭・地域・学校やボランティア団体と連携を図りながら、体験活動や通学合宿、アンビシャス広場などの事業を推進します。

②家庭・地域の教育力の向上

- 家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域ぐるみや家族ぐるみでさまざまな活動に取り組み、誰でも楽しめるレクリエーションなどの交流活動を推進します。
- 子ども会育成会、PTAなどと連携を図り、子どもたちへの声かけやあいさつ運動を推進します。

- 子どもたちの地域に対する愛着や規範意識を向上させるために、地域や町の行事への参加を促し、人や地域における「きずな」づくりに努めます。

③環境浄化活動の推進

- 子どもたちが安心して成長できる環境を築くために、青少年指導員や学校、PTA、ボランティア団体などと連携を図り、夜間巡回、街頭補導活動など、非行防止活動を推進します。

④相談体制の充実

- 青少年の悩みなどを解決するために、本町の特徴的な事業である教育相談員による相談事業の充実に努めます。また、必要に応じて児童相談所など関係機関と連携し解決に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
通学合宿実施地域	4地域	8地域

(※注1)教育力向上福岡県民運動とは、子どもにかかわる県民一人ひとりの教育力を高めるとともに、学校、家庭、地域が主体的にそれぞれの教育力を高めながら、「福岡がめざす子ども」を育成していく運動。

(※注2)アンビシャス運動とは、子どもたちのかけがえない個性を尊重し、その能力や可能性を伸ばしていくため、地域、学校、個人などまず大人が意識を変えて、子どもたちのためにできることから取り組む(運動の)こと。

(※注3)地域通学合宿とは、日常に必要な生活能力の習得や互いの立場を理解し合う心を育むため、子どもたちが学校や家庭を離れた環境で仲間と協力しながら、自分たちの力で生活体験すること。

第2章 心豊かな人を育むまち

1 生涯学習の推進

現状と課題

- ◆生涯を通じて新しい知識を学習する機会の確保や高齢者の生きがいづくりなど、生涯学習が果たす役割がますます重要になってきています。本町では「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことが学べる生涯学習社会の形成を目的として、多様な町民の学習ニーズの把握に努め、シーオーレ新宮や地域公民館における生涯学習講座を開催してきました。また、町民の文化活動の拠点「そびあしんぐう」においては、新宮町文化協会を中心に、さまざまな分野にわたる生涯学習サークルが、自主的に学習活動を展開しています。
- ◆今後は、さらなる講座の充実や各種学習情報の提供に努めるとともに、町民それぞれが持つ知識や技術を地域づくりに生かすシステムを構築し、教える人も教えてもらう人もそれぞれに生きがいやふれあいを深めていくことが求められています。
- ◆町立図書館については、これまで蔵書の充実を図るとともに、本の読み聞かせをボランティアと協働で行い、子どもと本の出会いを大切にする図書館づくりに努めてきました。平成15(2003)年度からは、福岡都市圏17市町(※注1)の図書館の広域利用も可能になっています。
- ◆子どもが読書の楽しさに出会うことで、豊かな感受性を育み、人生の生きる力を養うことができるよう本町では平成20(2008)年に「新宮町子ども読書活動推進計画(※注2)」を策定しました。今後は、インターネットの活用や高齢者や障がいのある人などへの対応など多様な利用者ニーズに応えられるよう、サービスの充実に努める必要があります。

◆施策の方針

町民が生涯を通じて主体的に学習できるよう学習機会を提供するとともに、まちづくりに生かされる学習環境づくりを推進します。

◆施策の体系

生涯学習の推進

- ◆学習機会の充実
- ◆生涯学習の基盤づくり
- ◆図書館利用者サービスの充実
- ◆交流の推進

<協働を推進するために>

行政との連携のもと、地域での生涯学習活動の組織化や学んだことを地域に還元することが大切です。

施策の内容

①学習機会の充実

- 町が実施している講座のみでなく、新宮町文化協会や新宮町体育協会所属団体と連携し、生涯学習の充実に努めます。
- 多様化する町民ニーズや学習意欲の向上などに対応するため、アンケート調査を実施し、生涯学習講座の充実を図ります。
- より専門的かつ広範な学習ニーズに対応するため、近隣の大学などと連携し、講座の共催や大学が実施するオープン講座の情報提供に努めます。
- シーオーレ新宮やそびあしんぐうを拠点とした学習機会の場を提供し、生涯学習を展開します。

②生涯学習の基盤づくり

- 退職者や高齢者の生きがいづくりのために、学習ニーズを把握し、学習グループ・サークルへの参加を促すとともに、生涯学習のネットワークづくりを推進します。
- 町民それぞれが持つ知識や技術を地域づくりや学校づくりの中で生かす仕組みを構築し、生涯学習を支える指導者や人材の育成と活用に努めます。

③図書館利用者サービスの充実

- 町立図書館とボランティアが連携・協働し、図書館事業の充実を図るため、ボランティアの増員や育成及び資質向上などを推進します。
- 「新宮町子ども読書活動推進計画」をもとに、子どもの心の成長に不可欠な豊かな心と家族との信頼関係を築くため、子どもの自主的な読書活動を推進します。
- 多様化する利用者ニーズに応えるため、インターネットによる図書予約サービスを実施するとともに、高齢者・障がいのある人への利用者サービスの充実を図ります。

④交流の推進

- 生涯を通じて町民がにぎわい、活力を生み出すため、まつり新宮や文化祭などの文化活動による交流や、新宮町体育協会主催の行事などのスポーツイベントを通じた交流を推進します。
- 地域の特性に応じた伝統文化や祭りなど、地域におけるイベントの充実を図ります。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
図書館の町民一人当たり貸出冊数	7.2冊/年	7.7冊/年
生涯学習講座の受講者数	892人	1,070人

(※注1) 福岡都市圏17市町とは、福岡市及び福岡市に隣接する糟屋地区、筑紫地区、糸島地区、宗像地区の9市8町です。

(※注2) 新宮町子ども読書活動推進計画とは、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、子どもたちがあらゆる機会や場所をとらえて、主体的に読書に親しむ習慣を身に付けられるような環境づくりを進めることを目的に、そのために必要な施策を示した計画。

第2章 心豊かな人を育むまち

2 生涯スポーツの推進

現状と課題

- ◆本町では野球やサッカーなどの種目ごとのスポーツ大会からヘルシーウォークなど誰でも参加できるものまで、さまざまなスポーツイベントが新宮町体育協会主催で開催されています。また、各行政区でも、各種スポーツ大会が開催されており、今後も町民の健康づくり、体力づくりのため、生涯スポーツの果たす役割は、増大していくと考えられます。
- ◆施設面では、町内小・中学校におけるナイター施設整備や学校施設の開放を進める中、平成19(2007)年には、杜の宮地区でグラウンドとテニスコートをオープンしました。また、最近では、福岡都市圏17市町でスポーツ施設の広域相互利用の開始や沖田中央公園の周辺をジョギングコースとしての環境整備を行うとともに、平成22(2010)年度からは、中学校剣道場の建設によりスポーツ環境がまた一歩充実することとなります。
- ◆本町では、いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、多種多様なスポーツの機会の充実に努めてきましたが、今後も施設の充実や指導者の育成は重要なテーマです。
- ◆定期的なスポーツ活動の中心的役割を担う新宮町体育協会では、小学生から高齢者まで幅広い年齢層の会員が活動しており、平成22(2010)年現在で36団体(約1,470人)が所属しています。また、新宮町体育協会の他にも、職場や地域の愛好者によるスポーツ団体も増えてきており、今後も多様なスポーツをする動機づけや情報提供に努める必要があります。

◆施策の方針

町民のだれもが気軽に生活の一部としてスポーツ活動や健康づくりを行うことができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

◆施策の体系

生涯スポーツの推進

- ◆生涯スポーツの振興
- ◆多様なスポーツ活動の普及促進
- ◆体育施設の充実

<協働を推進するために>

町や地域でのさまざまなスポーツ行事などへ自主的に参加し、健康づくりや地域での親睦を図ることが大切です。

施策の内容

①生涯スポーツの振興

- 子どもから高齢者まで多様なスポーツの振興を図るため、指導者の確保や育成に努めます。
- 新宮町体育協会と連携し、各種スポーツ大会の開催を支援します。
- スポーツ指導者のスキルアップの一環として、救急救命講習会における自動体外式除細動器(AED)(※注1)講習会など、安全対策に関する研修会を実施します。

②多様なスポーツ活動の普及促進

- 専門的なスポーツからだれでも取り組める軽スポーツまで、さまざまなスポーツ活動の普及促進と機会の充実に努めます。
- 町民が気軽に健康づくりに取り組めるように、新宮町体育協会や新宮町体育指導委員と連携を図り、ウォーキングの推進など環境の整備やイベントの推進に努めます。

③体育施設の充実

- 体育施設を充実させるために、既存施設の改善・整備を行います。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
軽スポーツ研修会の回数	—	3回/年
ヘルシーウォークの参加者数	361人	500人

(※注1)自動体外式除細動器(AED)とは、心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動などの致死性の不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す機器。



第2章 心豊かな人を育むまち

3 歴史・文化の継承と創造

◆現状と課題

◆九州北部は、有史以来、大陸や朝鮮半島との交流があったこともあり、町内にも多くの文化財が残っています。心豊かな生活を送るためには、これらの文化財に直接的・間接的にふれあいながら学ぶことも大切です。特に、平成13(2001)年に国指定史跡となった相島積石塚群と国指定重要文化財横大路家住宅(千年家)は、今後も有効な活用を図っていくために、さらなる整備と適切な維持管理を行っていく必要があります。その他にも立花城跡や朝鮮通信使にまつわる貴重な史跡などが残っているため、それらの調査研究を進めていくことが求められています。

◆町内に点在している史跡、文化財などについては案内板や説明板を設置し、その周知や啓発に取り組んでいますが、専門職員も不足している現状から十分とはいえない状況です。史跡などに関する情報について、より高度な情報発信が求められており、今後も資料収集や情報提供の強化を図っていく必要があります。

◆町内文化財への理解を深めたいというニーズに対応するため、今後は行政と町民が共に学習し、その知識を生かした「案内ボランティア」の育成を進めることが求められています。

◆本町での文化・芸術活動は、そびあしんぐうを拠点として、財団法人新宮町文化振興財団や新宮町文化協会を中心に活発に行われています。財団法人新宮町文化振興財団においては、コンサートや演劇など、毎年趣向を変えて開催するとともに、最近では町民参加型事業も新たな企画として好評です。また、新宮町文化協会についても、町民参加による「文化祭」や「講演会」を独自に企画・運営し、各種サークルにおいても子ども向け体験教室を開催するなど、年々充実したものとなってきています。

◆地域のお祭りや伝統行事など、伝統文化については、地域のきずなが薄れてきている中、次世代へ残していくための方法を確立していくことが今後の課題といえます。

◆施策の方針

町内の至るところにある貴重な文化財を後世に残していくために、伝統文化の継承や文化芸術の振興をより一層促進するとともに、文化財への保全・活用を図ります。

◆施策の体系

歴史・文化の継承と創造

- ◆文化財の保全
- ◆協働による文化財の活用
- ◆伝統文化の継承
- ◆芸術・文化の振興

<協働を推進するために>

地域の歴史や文化を守り育てるため、学習会へ参加し、郷土の歴史への関心を高めるとともに、郷土を愛する気持ちを育むことが大切です。

また、芸術・文化にふれあう機会を増やしていくためには、自らも芸術・文化活動に積極的に取り組むことが必要です。

施策の内容

①文化財の保全

- 国指定史跡相島積石塚群と重要文化財横大路家住宅(千年家)を活用するため、保存整備を進めるとともに、文化財の適切な維持管理を行い、有効活用ができるように事業を進めます。
- 立花城跡や朝鮮通信使など、町の歴史と深く関わっている歴史的史実、その他の歴史的資料について調査を進めます。

②協働による文化財の活用

- 町の文化財の情報発信施設として、町民が興味を持ち学習の場となるような展示を進め、魅力ある歴史資料館づくりに努めます。
- 町内の文化財や自然を活用し、体験講座や見学会を実施し、文化財にふれあう機会の充実を図るとともに、史跡などの「案内ボランティア」の育成を進め、文化財愛護意識の高揚を図ります。

【関連施策 7-3観光の振興③】

③伝統文化の継承

- 地域や子どもたちへ地域に残る伝統文化の継承や民俗資料を残し、伝えていくため、地域と協力し映像などが利用・活用できるよう啓発と保存に努めます。

④芸術・文化の振興

- 町民の多様な学習ニーズに対応するため、新宮町文化協会と連携し芸術・文化の振興に努めます。
- そびあしんぐうを拠点に、財団法人新宮町文化振興財団の事業として、コンサートや演劇などの芸術・文化にふれあうことができるように努めます。
- 町民の芸術・文化活動を推進するため、指導者の育成や啓発活動などの環境づくりに努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
案内ボランティア団体数	2団体	3団体
歴史資料館の入館者数	3,861人/年	3,100人/年

第3章 人権が尊重されるまち

1 人権教育と啓発の推進

現状と課題

- ◆本町では、基本的人権が尊重され、明るく住み良い地域社会の実現をめざし、行政や地域・企業などが協力して、人権・同和教育と啓発の推進に取り組んでいます。
- ◆人権問題の解決のためには、人権に関する知識と豊かな人権感覚を育てることが重要です。本町では、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解決を目的として、7月の三月間（※注1）や12月の人権週間において町民のつどい、街頭啓発、講演会などさまざまな啓発活動に努めています。
- ◆今日、同和問題や障がいのある人などに関わる差別発言や落書きなどの差別事象、さらにはインターネットの匿名性を利用した新たな人権問題も発生しています。
- ◆人権学習会などにおいて行っているアンケートの中には、「気づかされた」、「知らなかった」などの意見もあり、今までの人権啓発活動が充分浸透しておらず、人権問題が身近な問題として捉えられてはいなかったことがうかがえます。
- ◆今後は、行政、学校、家庭、地域、企業が互いの役割を認識し、相互に連携して効果的な教育啓発活動を行うとともに、人権問題を正しく理解できるよう努め、豊かな人権感覚を持った町民を育てていくことが求められています。

◆施策の方針

新宮町人権教育・啓発基本指針をもとに、さまざまな人権問題の解決を図る平和で豊かな社会の確立に向け、あらゆる場での人権教育・啓発を推進します。

◆施策の体系

人権教育と啓発の推進

- ◆学校における人権教育の推進
- ◆家庭や地域における人権教育の推進
- ◆人権啓発活動の充実

<協働を推進するために>

行政・学校・家庭・地域・企業が連携して人権問題の解決に取り組むことが求められています。

そのためには、社会教育や公民館などで開催される人権学習会などに積極的に参加し、正しい理解と豊かな人権感覚を育むことで、差別を「しない」「させない」「許さない」取り組みを進めることが大切です。

施策の内容

①学校における人権教育の推進

- それぞれの子どもの発達段階の実態に応じて、人権に関する理解と人権感覚や自尊感情を育むため、教職員が一体となって創意と工夫を凝らした学習内容とするよう努めます。
- 人権教育を指導していく教職員自身の人権問題に対する認識向上や人権感覚を高めるために、人権・同和教育研修の充実に努めます。
- 「差別をしない・させない」という認識と実践力を育むために必要な学習教材の充実に努めます。
- インターネットや携帯電話でのいじめを生まないために、保護者や児童・生徒に対して使用する上でのマナー教育の充実に努めます。

②家庭や地域における人権教育の推進

- 社会教育の場において、住民に多様な人権学習の場を提供するとともに、人権について家庭で話し合える環境づくりや啓発に努めます。

- 地域での人権問題解決に主体的に活動できる人材を育成するために、指導者研修を実施します。
- 差別に気づき、なくす行動が取れる人材を育成するために、人権に関わる付属機関の委員や社会教育関係団体、企業などへの人権教育研修会の充実に努めます。

③人権啓発活動の充実

- 継続して広報「アクティブ新宮」における人権啓発を効果的なものとなるよう努めます。
- 三月間(7月)や人権週間(12月)における町民のつどいや街頭啓発、人権講演会などを通じて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の啓発に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
町民のつどいの参加者数 (7・12月の計)	825人	1,000人
町の関係団体などを対象とした 人権研修参加者数	480人	600人

(※注1) 三月間(さんげっかん)とは、「社会を明るくする運動月間」、「同和問題啓発強調月間」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の3つの運動を総称して町では三月間と呼んでいます。

第3章 人権が尊重されるまち

2 人権行政の計画的推進

現状と課題

- ◆本町では、「基本的人権が尊重され、明るく住みよい地域社会の実現」をめざして、人権教育・啓発に取り組んできました。しかし、いまだに同和問題をはじめ、あらゆる差別が存在しているのも事実です。また、近年社会情勢の急激な変化や国際化、高齢化などを背景に、多様化・複雑化した新たな人権問題が発生してきており、より一層効果的な取り組みが求められるとともに、本町の实情に合った施策を展開していく必要があります。
- ◆国が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定したことを受けて、本町でも平成20(2008)年3月に新宮町人権教育・啓発基本指針を、平成21(2009)年3月には同指針実施計画を策定し、様々な施策を推進しています。
- ◆今後は、新宮町人権教育・啓発基本指針や同指針実施計画を周知・啓発するためには、適切に進捗管理していく必要があります。また、より一層効果的な人権教育・啓発を行うために人権意識調査など実施し、住民の人権意識を把握し、今後の人権施策に活かしていくことが求められています。

◆施策の方針

新宮町人権教育・啓発基本指針をもとに、さまざまな人権問題の解決を図る平和で豊かな社会の確立に向け、施策の推進や連携・相談体制の充実を図ります。

◆施策の体系

人権行政の計画的推進

- ◆人権施策の総合的な推進
- ◆各種団体・機関との連携
- ◆人権に関する相談体制の充実
- ◆人権意識の的確な把握

<協働を推進するために>

人権に関する相談は、多様な問題が複雑に絡み合い、原因が見えにくくなっていることが多くあります。問題の原因を見つけ、町や関係機関を積極的に活用して、解決を図ることが大切です。

施策の内容

①人権施策の総合的な推進

- 新宮町人権教育・啓発基本指針にもとづく実施計画の計画的な実施に努めます。また、同指針の町民へのさらなる周知を図ります。
- すべての施策を人権尊重の視点で検証・企画できるように、職員の人権感覚を高めるとともに人材育成に努めます。また、さまざまな行政の個別計画は、人権教育・啓発基本指針の理念や人権施策の重要性を踏まえ策定します。
- 人と人とのふれあいを基調として、人権尊重の視点での地域コミュニティ活性化に努めます。
- 企業が連携して人権問題を自発的に解決できるように、新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議が充実し、発展するよう努めます。
- 戦争は極めて大きな人権侵害であることから、「新宮町非核平和都市宣言(昭和60(1985)年)」(※注1)の理念を踏まえ、平和祈念事業を引き続き推進します。

②各種団体・機関との連携

- 新宮町人権・同和教育推進協議会、国・県や他の自治体など関係機関との連携を強化し、施策の推進に努めます。
- インターネットによる人権侵害への対応については、法務局や警察などの各関係機関との連携に努めます。

③人権に関する相談体制の充実

- ドメスティックバイオレンス(DV)(※注2)、児童虐待などの個別具体的な人権侵害事案については、人権擁護委員や法務局、警察、その他の相談機関と連携しながら救済を図るとともに、専門員の配置など、人権に関する相談体制の充実を図ります。

【関連施策 3-3男女共同参画の社会づくり②】

- 要保護児童対策地域協議会、高齢者見守りネットワークなどと連携し、組織力を強化します。

④人権意識の的確な把握

- 人権意識調査を実施し、現状と課題を把握することにより、その課題を解決するための施策を充実します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
町職員の人権研修への参加率	75%	83%

(※注1)新宮町非核平和都市宣言とは、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に非核三原則の堅持とあらゆる核兵器の全面廃絶を訴え、人類の生存、恒久平和に向けて貢献する決意の表明。

(※注2)ドメスティックバイオレンス(DV)とは、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある、または関係のあったものからふるわれる暴力全般のこと。

第3章 人権が尊重されるまち

3 男女共同参画の社会づくり

現状と課題

- ◆“男は仕事、女は家庭”など、人々の意識の中に無意識に形づくられた性別による固定的役割分担意識が、社会のさまざまな分野での男女の不平等や女性の社会進出を阻害する要因となっています。
- ◆男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、平成11(1999)年男女共同参画社会推進法(※注1)が施行されました。この法律では、国の責務を定めると同時に、県や市町村においても男女共同参画社会実現のための必要な施策を講ずることとされています。
- ◆福岡県でも平成13(2001)年に福岡県男女共同参画条例を制定するなど、男女平等を推進するための環境づくりが徐々に進んでいます。
- ◆本町では、県女性センターとの連携による講演会の開催や社会教育における講座を開設するなど、啓発活動に努めてきましたが、今後は推進計画などを策定する必要があります。
- ◆男女共同参画に関する分野は、配偶者などによるドメスティックバイオレンス(DV)やセクシャルハラスメントなど人権侵害行為から、給与や待遇、行政における女性委員の登用など多岐にわたるため、啓発、相談など各種施策を総合的に推進し、あらゆる分野で男女が共に活躍できるまちづくりをめざす必要があります。

◆施策の方針

男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できるような男女共同参画社会の形成のため、指針づくりや意識改革の推進を図ります。

◆施策の体系

男女共同参画の社会づくり

- ◆男女共同参画に関する啓発と教育の推進
- ◆女性の人権を侵害する行為の防止
- ◆男女共同参画の計画的推進

<協働を推進するために>

男女が共に支えあうことでより良い社会を築くことが大切です。そのためには各種講座や講演会などに積極的に参加し、意識の高揚を図り、男女がともに活躍できる社会の実現に向けた行動に繋げることが必要です。

施策の内容

①男女共同参画に関する啓発と教育の推進

- 男女共同参画を推進するために、各種セミナーや講演会を充実させるとともに、リーダーとなる女性の発掘と育成に努めます。
- 次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。
- 男女が共に仕事、家庭、地域において責任を持つことができるように、ワークライフバランス(※注2)や男性の育児休業の取得について、積極的に啓発を行います。
- 男女共同参画に関する町民意識を高揚するために、町広報誌や町ホームページを活用した啓発を推進します。

②女性の人権を侵害する行為の防止

- ドメスティックバイオレンス(DV)やセクシャルハラスメントの防止に向けて、女性ホットラインなどの相談体制の強化や啓発に努めます。

【関連施策 3-2人権行政の計画的推進③】

③男女共同参画の計画的推進

- 性別による固定的役割分担意識や社会的慣習などに関する町民の意識調査を実施します。
- 町民意識調査にもとづいた実効性のある「(仮称)男女共同参画推進計画」を策定し、施策の推進に努めます。
- 女性の社会参加を促すため、各種審議会や委員などへの女性登用を推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
審議会や委員会などへの女性の登用率	22.9%	27.0%

(※注1)男女共同参画社会推進法とは、男女が互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための法律。

(※注2)ワークライフバランスとは、「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら生活も充実させられるよう、職場や社会環境を整えること。日本では、人口減少社会に対応すべく、次世代の労働力の確保のため、仕事と育児の両立や多様な働き方を提供していくこと。

第4章 生活環境が充実し快適に暮らせるまち

1 秩序ある土地利用

現状と課題

◆本町の土地利用については、環境共生のまちづくりの基本的な考え方である「持続可能な発展」にもとづき、これまでの10年間、その基盤づくりに取り組んできました。国道3号以西の地域では、環境共生の拠点となるJR新宮中央駅(平成22(2010)年3月開業)を核とした市街地整備を進めてきました。

◆平成19(2007)年度以降にはN T T地区の住宅団地(杜の宮)開発とともに、本町の中心市街地整備事業として、地区計画(※注1)や建築協定(※注2)などの導入による良好な都市環境の形成に努めてきました。さらに高度地区(※注3)の導入により、低層の住環境を守ることとするなど、快適性に配慮した成熟型の都市づくりを進めています。

◆国道3号以西の地域においては、既成市街地を中心に環境に優しい都市づくりや良好な都市環境の向上に努めていくことが必要です。また、JR新宮中央駅を中心に魅力ある商業環境や公共・公益機能の形成を図るとともに、住民のさまざまな交流によるまちの活性化も期待されています。

◆一方、自然地が多く残る国道3号以東の地域は、農地や山林の荒廃化が進んでおり、民間レベルでの計画も長期未着手の状況が続いています。また、平成19(2007)年度には大規模施設開発の規制が強化され、特に郊外型の大規模施設の開発は難しい状況です。

◆都市計画法の改正により、市街化調整区域(※注4)における既存集落地区を対象に、地区計画の導入による住環境保全の推進に取り組んでいます。

◆国道3号以東の地域においては、持続可能な発展を進めるため、自然環境や歴史・文化など地域資源の有効活用やそれらに配慮した土地利用を推進するとともに、コンパクトで魅力ある都市づくり(※注5)を進めることが必要です。また、市街化調整区域においても地域振興のため、地域の特性に応じた土地利用の検討も求められています。

◆施策の方針

町の一体的・持続的発展に向け、基本構想「土地利用の方針」及び国土利用計画、都市計画マスタープランなどにもとづき、成熟型市街地の形成を図り、かつ適切な土地の有効利用を進めます。

◆施策の体系

秩序ある土地利用

- ◆成熟型市街地の形成
- ◆市街化調整区域などの適切な土地利用の推進

<協働を推進するために>

土地の利活用にあたっては、決められたルールや関係法令を遵守しながら町と町民が協力してまちづくりを進めることが大切です。

施策の内容

①成熟型市街地の形成

- 良好な住環境の保全や創出のため、地区計画、建築協定、緑地協定の締結や高度地区(建築物の高さの制限)の指定を拡充します。
- 上府沖田地区や緑ヶ浜地区の中心市街地は、良好な市街地を形成するため、デザインガイドラインや地区計画にもとづく適切な土地利用の推進を図ります。
- 国道495号沿線の工業地域(緑ヶ浜地区)を対象に、周辺市街地との調和を図るため、用途地域の見直しについて検討します。
- 良好な景観を保全・創出するため、都市景観に関する調査・研究に努めます。

②市街化調整区域などの適切な土地利用の推進

- 市街化調整区域の適切な土地利用を推進するため、地区計画制度による良好な都市環境の形成に努めるとともに、既に導入した地区については、良好な住環境の保全や住宅地の増進を図ります。
- 県道湊下府線沿線は、適切な土地利用を推進するため、「新宮町まちづくり計画」(※注6)を基本に、社会情勢や地元動向などを踏まえ、慎重に土地利用の転換を進めます。

- 国道3号沿線から東部の上府、三代、原上地区は、自然環境や既存集落との調和が必要であるため、地域の特性を活かした都市的な土地利用のあり方について調査・研究に努めます。
- 都市計画道路「三代・的野線」の整備を推進するため、その動向を踏まえながら沿線地区の土地利用のあり方について、調査・研究に努めます。
- 長期未着手の立花口ゴルフ場計画地は、地元意向などにより見直しがされた場合には、地元・関係機関との調整を踏まえ慎重に土地利用のあり方を検討します。
- 県などの公共関与の寺浦地区旧産業廃棄物処分場予定地は、土地利用のあり方について、福岡県や地元との調整を踏まえ検討します。
- 自然環境の保全・活用すべき地区は、地域特性を活かした維持管理の方策を検討し推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
地区計画の指定地区数	8地区	12地区
建築協定・緑地協定の締結地区数	8地区	10地区

(※注1) 地区計画とは、地区の特性に応じた良好な環境づくりをめざし、土地所有者などの権利者と行政が、建築物の規模や形態の制限などのルールをつくり、都市計画に定める制度。

(※注2) 建築協定とは、一定の区域の土地所有者などが、建築物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度。

(※注3) 高度地区とは、都市計画法によって建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている地区。

(※注4) 市街化調整区域とは、市街化を抑制する区域として、自然環境や農地の保全を目的とした土地利用に限定し、原則として開発行為などができない区域。

(※注5) コンパクトな都市づくりとは、都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市づくりのこと。

(※注6) 新宮町まちづくり計画とは、県道湊三代線沿線の農地の将来の土地利用のありかたについて、町民と協働してつくった計画。

第4章 生活環境が充実し快適に暮らせるまち

2 道路網の整備と道路環境の充実

現状と課題

◆本町の幹線道路は、南北方向に国道3号、国道495号及び県道筑紫野古賀線、東西方向には県道山田新宮線や県道湊下府線があります。現在、国道495号の歩道整備や県道筑紫野古賀線のバイパス化(4車線)の整備などが県事業として進められています。一方、県道山田新宮線は通学路にもなっていますが、見通しが悪く歩道も狭いため、安全性の観点から、これからも整備の必要な県事業として早期実現を要望していく必要があります。

◆本町の都市計画道路(※注1)は、現在17路線で延長25,770mを決定しており、平成21(2009)年度末時点での整備率は約41%と遅れています。このため、長期未着手の都市計画道路の見直しを検討するとともに、特に東西方向の軸となり、東部地域振興を担う都市計画道路「三代・的野線」(4車線)は平成9(1997)年度に決定したものの整備の見通しが立っておらず、その早期実現の見通しを立てることが必要となっています。

◆一方、町内の各地区を結ぶ生活道路は、杜の宮住宅開発やJ R新宮中央駅周辺を中心市街地整備事業により、西鉄新宮駅前から国道3号の間をはじめ、J R新宮中央駅前を連絡する道路は全線2.5m以上の両側歩道が整備され、湊川改修に伴い夜臼地区の一部区間には片側歩道が整備されるなど安全な道路環境が形成されつつあります。

◆今後も、道路環境の充実を図るとともに、「新宮町ひとにやさしいまちづくり整備基本計画」にもとづき、安心して移動できる道路環境の形成に努める必要があります。また、近年、環境や安全に対する意識が高まる中で、道路美化や安全管理などにおける協働のあり方を検討することも必要となっています。

◆施策の方針

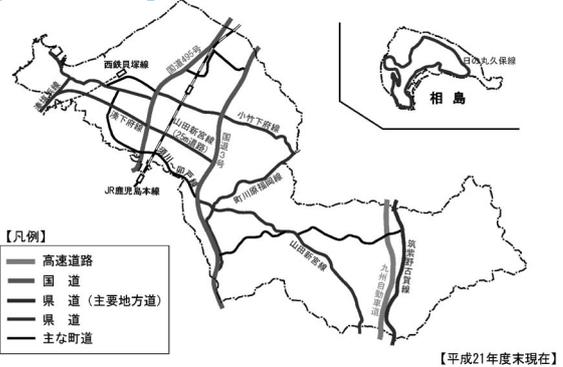
各地域を結ぶ幹線道路や生活に必要な道路整備を促進するとともに、環境負荷への軽減や常に安心して移動できる道路環境の形成を図るため、ひとや環境にやさしい道づくりを進めます。

◆施策の体系

道路網の整備と道路環境の充実

- ◆ 幹線道路の整備
- ◆ 都市計画道路の見直しと整備
- ◆ 生活道路の整備
- ◆ 道路の適切な維持管理

【主な道路網】



<協働を推進するために>

道路を計画し整備する際には、地権者を含め町民の協力が欠かせません。また、街並みの整備では、安全で快適な道路を維持していくことが大切です。これらへの積極的な協力が求められます。

施策の内容

①幹線道路の整備

- 福岡県管理の次の道路については、拡幅及び、歩道設置などの整備を県と協力しながら進めます。
 - ◇国道495号の歩道設置及び交差点改良(夜臼交差点周辺及び緑ヶ浜地区)
 - ◇県道筑紫野古賀線の4車線(バイパス化)整備
 - ◇県道山田新宮線の歩道拡幅整備
 - ◇県道町川原福岡線の拡幅整備

②都市計画道路の見直しと整備

- 都市計画道路の総合的な推進を図るため、長期未着手の路線を対象に、計画ルートの変更や路線の廃止など見直しについて慎重に進めます。
- 都市計画道路「三代・的野線」は、東部地域振興に重要な路線であるため、その実現を図る方策または整備方針を検討していきます。また、他の路線との連携強化を図り、整備に努めます。

③生活道路の整備

- 歩行者が安全に移動できる良好な交通空間を形成するため、バリアフリー(※注2)に配慮しながら、狭い道路の拡幅や歩道などの整備を進めます。
- 町道須川～卯戸線では、歩行者の安全確保のため、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進します。

- 中心市街地の成熟により、交通量の増加が見込まれる町道北尾1号線(上府区)や大型車両の交通量が多く、歩行者の通行もある立花口～的野線(立花口区)などの路線は、渋滞緩和や歩行者の安全を確保するため、歩道設置及び舗装改修などを計画的に推進します。
- 西鉄新宮駅前周辺の道路は、周辺幹線道路との連絡を基本に、道路拡幅について調査研究を進めます。
- 国道495号役場前交差点は、JR新宮中央駅との連絡を踏まえ、交差点の改良及び接続道路整備について調査研究を進めます。

④道路の適切な維持管理

- 安全で良好な道路環境を保全・維持していくため、道路及び橋梁の現況調査を行うとともに、修繕計画の策定と計画的な維持管理を推進します。また、道路陥没などの危険な状況を早期発見できる体制づくりを強化します。
- 側溝清掃や草刈など道路の維持管理は、地域の維持活動との連携など、住民との協働で行える体制の充実を図ります。また、地域や町民が自主的に実践する美化活動などを支援します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
都市計画道路整備率	41%	60%
歩道整備延長	888.3km	890km
狭い(狭隘)道路実延長	41,593m	41,300m

(※注1)都市計画道路とは、将来の都市づくりを計画する中で、都市の骨格となり、円滑な都市活動を確保するための施設として、都市計画法に基づき決定告示される道路。決定後は土地利用に一定の制限を受けます。

(※注2)バリアフリーとは、障がい者や高齢者などにとって、道や床の段差をなくすなど、生活に不便な障害を取り除こうとする考え方。

第4章 生活環境が充実し快適に暮らせるまち

3 公共交通の充実

現状と課題

◆自動車社会の進展などにより、鉄道、バスなど公共交通の利用者は年々減少しており、赤字路線については、全国的に存続の危機が叫ばれています。本町においても、近年鉄道・バスの廃止が相次ぎました。（※別表1）しかし、公共交通は、自動車などの移動手段を持たない高齢者や児童・生徒などにとって、不可欠な移動手段であるとともに、交通渋滞対策や地球環境保全、安全性などの面から必要不可欠なものです。

◆平成15（2003）年4月から本町では新宮町コミュニティバス「マリンクス」を運行しており、年間19万人を運ぶまでになり、町民の身近な移動手段として定着しています。さらに、平成22年（2010）年3月からは、バス車両を2台増車し、J R新宮中央駅乗入れや上府地区への運行、またかねてより要望の高かった「相らんど線」逆回りの運行開始など利便性を拡充したところでした。今後も必要に応じて路線の見直しや経営改善などを図る必要があります。

◆平成19（2007）年4月から一部廃線となった西鉄貝塚線（旧宮地岳線）については、西鉄新宮駅が起終点駅となったことを踏まえ、交通結節機能を高めるため、バス回転広場などの駅前周辺整備を実施しました。今後は、この貝塚線を貴重な公共交通機関として、乗降客の増に努める必要があります。

◆町営渡船は、相島住民の大切な生活航路として生活物資の運搬など日常生活に欠かせないものであり、また、釣り客や観光客の交通手段として、島の活性化や振興にも大きな役割を果たしています。このような中、平成3（1991）年に就航した渡船「しんぐう」は、相島待合所とともに老朽化が進んでいるため、新船の建造や待合所の整備が求められています。

◆沖田、緑ヶ浜地区の住宅や商業施設などの建設により、まちが成熟するにつれ、J R新宮中央駅の乗降客も増えることが予想されることから、同地区の駐車・駐輪対策を検討していく必要があります。

別表1

- 平成15（2003）年3月
西鉄バス佐屋線（J R筑前新宮～佐屋） 廃止
- 平成19（2007）年3月
西鉄宮地岳線（西鉄新宮～津屋崎間） 廃止
- 平成21（2009）年3月
西鉄バス薦野線（県道町川原～福岡線 本町部分） 廃止

◆施策の方針

利便性の向上、利用者の増加に向け、渡船やコミュニティバスの路線・運行時間の見直しを検討し、町民のニーズにあった公共交通機関の充実、航路施設・駐輪施設の整備を進めます。

◆施策の体系

公共交通の充実

- ◆交通結節機能の充実
- ◆コミュニティバスの充実
- ◆渡船基盤の充実
- ◆駐車・駐輪対策の充実

<協働を推進するために>

地域の公共交通は、安全で環境にやさしい交通手段です。利便性の確保と公共交通維持のため、自動車などの移動手段より優先して公共交通を積極的に利用していくことが大切です。

施策の内容

①交通結節機能の充実

- J R新宮中央駅を核とした公共交通の充実を図るため、福岡市を連絡する路線バスの運行について要望していきます。
- 西鉄貝塚線を維持していくため、交通結節機能の向上や利用促進を啓発し、乗降客の増加に努めます。

②コミュニティバスの充実

- 利便性を向上するため、町民ニーズを把握しながら、コミュニティバスの路線や運行ダイヤを必要に応じて見直します。
- バス事業の健全経営のため、運行内容の検討を行うとともに、乗降客の増加につながる対策や広告などによる収入の増加に努めます。

③渡船基盤の充実

- 相島住民の安全で安心な交通手段を確保するため、渡船「しんぐう」の耐用年数などを踏まえ、新船の建造についての計画を進めます。

- 老朽化している相島待合所をバリアフリーに配慮した建替えを検討します。
- 接岸施設の整備や漁港内の浚渫^{しゅんせつ}など、航路施設の整備・充実を進めます。

④駐車・駐輪対策の充実

- J R新宮中央駅周辺の土地利用進展の状況を踏まえながら、大規模商業施設と連携したパークアンドライドなどの方法も含め、駐車場対策を検討します。
- J R新宮中央駅周辺の開発状況及び放置自転車の状況を把握し、駐輪禁止区域の制定を進めていくとともに、自転車駐輪場の整備について検討します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
コミュニティバス乗降客数	193,724人/年	200,000人/年
J R新宮中央駅乗降客数	1,400人/日(開業後)	5,500人/日
西鉄新宮駅乗降客数	1,728人/日(H20)	2,000人/日

第4章 生活環境が充実し快適に暮らせるまち

4 水の安定供給

現状と課題

◆本町は、福岡都市圏の中に位置しており、地勢的に自己水源に乏しく、水源開発には永年にわたり苦慮してきました。その結果、小規模な水源が多数存在していましたが、広域水道により受水の確保が図られるため、第7次拡張事業において、水道施設の見直しを行い、効率性の悪い自己水源は整理・縮小し、広域水道へ水源転換を図りました。これまでの自己水源と福岡地区水道企業団（以下「福水企」という。）からの受水に加え、平成22（2010）年度から北九州市からの用水供給受水により、不測の事態にも対応可能な安定供給と経費の節減効果が期待できます。

◆平成21（2009）年度末現在の給水人口は24,244人で、一日最大給水量は7,844㎥でした。このうち約40%は自己水源で、約60%は福水企からの受水で賄いました。近年、杜の宮やシンプレット新宮の開発、JR新宮中央駅を中心とする2カ所の土地区画整理事業により給水人口は増加する見込みであり、第7次拡張事業では平成32（2020）年度を目標に、給水人口30,492人、一日最大給水量12,100㎥を設定しています。

◆配水管などの水道施設は、老朽化した部分から適宜改良しています。その際、新設あるいは更新する配水管には、耐震性のある水道管を採用しています。また、毎年定期的に漏水調査を実施し、配水管の修繕・更新を行うことで、断水や減水などの事故を未然に防止していきます。

◆安全で安定的な配水ができるように基幹施設（立花浄水場）を平成20（2008）年度、21（2009）年度で大規模な改修を行いました。これにより効率的な配水が可能になり、経営上の効果が期待されます。

◆本町の水道会計を健全に運営していくためには、安定的な収入の確保と事業の効率化が必要です。

◆施策の方針

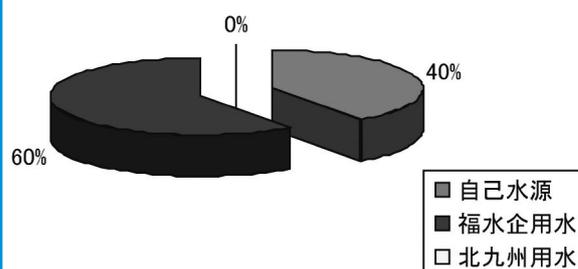
生活には必要不可欠な水の安定供給に向け、広域的な水資源の確保、経営の健全化に努めます。

◆施策の体系

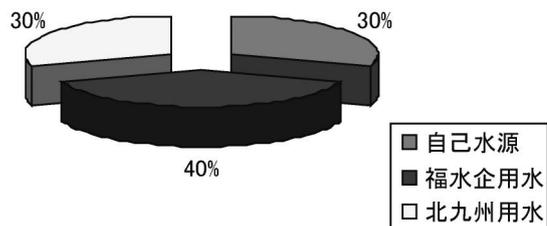
水の安定供給

- ◆安全で良質な水の安定供給
- ◆広域的な水資源の確保
- ◆経営の健全化

平成21年度水源割合（表1）



平成23年度以降水源割合（表2）



<協働を推進するために>

自然災害に備えた飲料水の確保や、限りある資源を大切に使うことが大切です。

施策の内容

①安全で良質な水の安定供給

- 老朽化した配水管を事業実施計画に基づいて更新を行います。その際に耐震性に優れた水道管を採用し、地震などの災害に強い管路の整備を推進します。
- 平成19(2007)年に認可を受けた第7次拡張事業は、今後の開発や給水人口の増加及び自己水源から北九州市水道用水への水源転換に対処すべく変更しましたが、さらに浄水場の統廃合と東部地区の配水池を新設し安定給水を図ります。
- 毎年、定期的に配水管及び給水装置の漏水調査を行い、漏水件数の減少に努めるとともに、有収率(※注1)の向上に努めます。

②広域的な水資源の確保

- 平成22(2010)年度から北九州市用水を受水したことにより、リスクを分散するとともに広域的な水資源を確保しました。引き続き、渇水や災害に強い水道事業の推進を図ります。

③経営の健全化

- 第7次拡張事業の進捗にともない、経営計画を検証し、水道料金及び水道加入金などを見直すことで、健全経営が維持できるよう努めます。
- 町内全域に配水する2カ所の浄水場の統廃合を行い、同時に小規模水源を整理し、格安な広域的水道を有効に活用しながら経費節減を図ります。
- 平成19(2007)年度から水道施設の管理を民間へ業務委託していますが、経費節減や業務の簡素化をすすめ、施設の適正管理に努めます。
- 窓口業務や収納業務などの事務を民間委託することで、住民サービスの向上や経費の削減、収納率向上などの効果と費用を比較し事務の委託を検討します。
- 利用者の利便性を図るため、コンビニ収納を推進するとともに、カード決済などによる多様な収納方法を検討します。

【関連施策 10-3 情報化の推進と広報広聴の充実①】

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
有収率	85.8%	95%
水道料金の徴収率	98.7%	99%

(※注1) 有収率とは、浄水場から配水される総配水量から漏水などにより配水されなかった水量を除いた比率のこと。
有収率 = 有収水量 / 総配水量

第4章 生活環境が充実し快適に暮らせるまち

5 下水道の整備

現状と課題

◆本町の下水道事業の概要は、(※別表1)のとおりです。今後は、新宮処理区においては、適切な維持管理を図るとともに、中央処理区については、計画的な面整備を進めていくことが必要です。また、下水道事業については、健全な経営が求められています。

◆新宮中央浄化センター(愛称:アクア新宮)が平成22(2010)年3月に完成し、下水処理を開始しました。この施設は、特に環境面に配慮した高度処理を行うとともに、処理水は、再生水として沖田中央公園内のせせらぎや散水、公衆トイレ用水として利用し、環境負荷低減と良好な水循環の形成を図っています。

◆公共下水道(※注1)の認可区域及び大型浄化槽などによる処理区域以外の地域については、浄化槽設置の促進のため補助金制度を設け、平成21(2009)年度までに674基の補助金を交付しました。今後も、環境保全の観点からさらに設置を促進していくことが求められます。また、浄化槽(※注2)の性能を維持するためには、設置者が保守点検など維持管理を適切に行う必要があります。

◆県道湊下府線沿線の下府・湊地区の下水道については、土地利用の転換に併せて検討を行う必要があります。

◆東部地域は、平成10(1998)年2月に的野、寺浦、佐屋地区の一部が市街化区域となり、その周辺にも既存集落が点在し、今後も都市化が進展していくと考えられます。環境保全やまちづくりの観点から、適正な下水処理を計画的に進めていくことが求められます。

◆相島地区の下水道整備は、昭和57(1982)年度から供用開始していますが、処理施設の老朽化に伴い、今後も施設などの適切な維持管理を行う必要があります。

◆施策の方針

快適な居住環境と水質保全を確保するため、町全体での汚水処理施設の普及及び維持管理に努めます。

◆施策の体系

下水道の整備

- ◆下水道の普及促進
- ◆老朽施設の適切な維持管理
- ◆浸水対策
- ◆し尿処理方法の検討
- ◆経営の健全化

別表1

本町の公共下水道の現状

(単位 ha)

処理区	全体	認可	完了	面整備(%)
新宮処理区	197	197	193	98.0
中央処理区	360	222	40	18.9

H22.3現在

処理区



<協働を推進するために>

生活環境保全や生活の利便性向上のため、公共下水道供用開始区域については、早期に公共下水道への接続が必要です。また、公共下水道区域外については、町の補助制度を活用し浄化槽の設置促進と適正な維持管理が求められます。

施策の内容

① 下水道の普及促進

- 中央処理区域内については、事業計画にもとづき、計画的な面整備を推進します。
- 県道湊下府線沿線や東部地域の下水道については、下水道整備の調査・研究を行います。
- 公共下水道認可区域外においては、浄化槽の設置補助金制度を活用し、浄化槽設置を促進します。
- 生活雑排水が環境に与える影響について啓発活動を継続的に実施し、町民意識の向上を図ります。

② 老朽施設の適切な維持管理

- 新宮処理区内の下水道管渠については、老朽度診断などにもとづき計画的に更新工事を進めていきます。
- 新宮ポンプ場施設や相島処理施設については、施設の更新・改築を行うための施設診断を実施し、計画的な維持管理と機能維持を図ります。
- 浄化槽の適切な維持管理については、啓発に努めます。

③ 浸水対策

- 浸水危険地区の浸水対策として、上府地区、夜臼地区を中心に雨水幹線などの整備を実施します。

④ し尿処理方法の検討

- 公共下水道区域以外の上尿処理については、公共下水道の普及状況にあわせて、処理方法について調査・研究を行います。

⑤ 経営の健全化

- 公共下水道事業の財政・経営状況を把握するため、企業会計制度の導入の検討を行います。
- 健全経営のため料金体系を見直し、平成21(2009)年度に料金改定を実施しましたが、今後も健全経営を維持するため、財政状況を確認しながら審議会などに図り、料金体系の検討を行います。
- 健全経営のため、施設の適正な維持管理、コスト削減などの経費削減を進めるとともに、事務事業の民間委託について検討します。
- 利用者の利便性を図るため、コンビニ収納を推進するとともに、カード決済などによる多様な収納方法を検討します。

【関連施策 10-3 情報化の推進と広報広聴の充実①】

- 整備地区での公共下水道への接続推進や下水道料金収入を確保するため、PR活動を通じて供用開始区域内の接続を促進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
河川水質(湊川)生物化学的酸素要求量	3.7 mg/L	3.0 mg/L
水洗化世帯数	4,992世帯	8,000世帯
公共下水道の普及率	58.0%	70.0%

(※注1) 公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。

(※注2) 浄化槽とは、し尿と併せて雑排水を処理し、河川などの公共用水域に放流するための設備。

第5章 安全・安心な生活が送れるまち

1 防災対策の充実

現状と課題

- ◆安全・安心に対する町民ニーズが高まる中、集中豪雨や大地震などへの対応、消防・防災体制のさらなる充実、強化が求められています。
- ◆本町の消防体制は、非常備消防として、消防団(13分団)が組織されているほか、常備消防として、粕屋北部消防組合が設置され、古賀市に本署、新宮町に分署が設立されており、非常備消防と常備消防が互いに連携しながら防災活動や防火・救急活動を行っています。消防団においては、消防団に対する理解不足や団員の就業形態の変化などにより、団員の確保や昼間の消防力の維持が難しくなってきました。
- ◆消防防災装備などについては、消防車両、機械器具、消防水利(防火水槽・消火栓)など、計画的に整備・拡充を行うとともに、広報や防災マップ発行などを通じ、防災意識の啓発に努めています。
- ◆平成17(2005)年3月の福岡県西方沖地震の発生や近年の局地的集中豪雨の発生頻度が増加していることなどを踏まえ、平成22(2010)年、今後の防災全般の総合的な指針となる「新宮町地域防災計画(風水害対策編、震災対策編)」を見直しました。今後はこの計画にもとづき、町民の安全確保や支援に取り組みながら、住民と行政、防災関係機関が協力して助け合う地域づくりも重要となっています。
- ◆一方、大雨による浸水対策として、平成8(1996)年度から平成22(2010)年度までに県営河川の湊川や牟田川の改修が行われ、町営河川は災害の多い箇所を中心に改修を行ってきました。これにより、浸水や冠水による被害は大きく改善されてきましたが、より安全なまちづくりを推進していくためには、河川の改修に加え、雨水の流出を抑制する仕組みや河川の適切な維持管理、土砂災害対策など、総合的・継続的に取り組むことが必要です。

◆施策の方針

災害に強いまちづくりに向け、地域防災計画にもとづき、消防救急体制の充実、危険箇所の対策を推進します。

◆施策の体系

防災対策の充実

- ◆協働による災害に強いまちづくりの推進
- ◆消防救急体制の充実
- ◆危険箇所への対策

<協働を推進するために>

大規模災害が発生したときは、行政だけで対応することはできません。日ごろから、町民(自助)や地域(共助)、行政や防災関係機関(公助)が協力して助け合う地域づくりや役割分担が大切です。

また、「災害を発生させない」、「災害が発生しても自分の身は自分で守る」という意識で、常日頃から災害に備えるとともに防災関係情報に関心をもち、地域などで開催される防火・救命訓練などに参加し、防災に心がけることが重要です。

施策の内容

①協働による災害に強いまちづくりの推進

- 新宮町地域防災計画にもとづき、国、県、消防、警察などの関係機関と連携し、総合的な防災対策への体制づくりに努めます。
- 地域における自主防災組織(※注1)の設立を促し、自発的な防災体制の強化を図ります。
- 町民の防災意識を高揚するため、防災訓練を実施するとともに、地域や町民と連携しながら防災マップを改訂し、災害予防に努めます。
- 独居高齢者などの災害時要援護者への避難路、避難場所の周知を図るなど、避難支援体制を強化します。

②消防救急体制の充実

- 消防団の充実を図るために、機材や施設の整備、改修を行うとともに、消防団の必要性や活動をアピールし、団員の確保に努めます。
- 一人暮らしの高齢者宅の防火訪問など、火災予防活動を重視するため、女性が入団しやすい消防団の組織づくりや企業による消防隊の増設などを検討します。
- 開発に伴う町土の変化や建物の高層化、水利施設の老朽化などに対応するため、消防機材や消火栓、水利を計画的に整備・改修します。

- 計画的に防火や救命訓練を実施するとともに広報活動を通じて町民の防災意識の啓発に努めます。
- 的確に災害情報を伝えるため、国が進める放送システムのデジタル化に対応した施設の更新を進め、新宮町防災行政無線(※注2)の充実に努めます。
- 武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態に対処するため、「新宮町国民保護計画」にもとづき、国や県など関係機関と連携した迅速な情報提供に備えます。

③危険箇所への対策

- 福岡県が行う相島地区急傾斜地崩落対策事業にあわせ、必要な施設の整備を検討します。
- 大雨時の家屋の浸水や道路の冠水の対策のため、町営河川の改修を進めるとともに、住宅地に隣接する空き地などを利用した調整池機能を有する公園や広場の検討を行い推進します。
- 土砂災害防止法にもとづき、土砂災害警戒区域など指定された区域での町民の安全確保に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
自主防災組織数	1団体	6団体
防災訓練実施団体数	1団体	21団体

(※注1) 自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体。

(※注2) 防災行政無線とは、緊急時に気象情報及び災害情報等の的確かつ迅速な発信を行い、平常時には行政からのお知らせを行うための屋外放送塔。

第5章 安全・安心な生活が送れるまち

2 防犯対策・交通安全対策の強化

現状と課題

- ◆子どもや女性、高齢者など、社会的弱者を狙った悪質な犯罪が全国的に後を絶たないことから、防犯体制の強化が求められています。本町でも、防犯ボランティア団体やPTA、老人クラブ、行政区、隣組合などによって、児童・生徒の通学時の見守り活動や夜間防犯パトロールなど地域の防犯活動が活発に取り組まれています。
- ◆防犯活動においては、地域の自主防犯団体と警察、行政などとの連携強化や情報共有が重要であるため、本町では連絡協議会を立ち上げるとともに、防犯灯など施設の整備、防犯活動に対する補助や合同防犯パトロールの実施などの対策や啓発を進めてきました。
- ◆本町の交通安全対策については、都市化の進展により交通量は増えているものの、交通事故の発生件数は平成21(2009)年度で約250件と減少しています(※別表1)。しかし、高齢者に関わる事故は増加する傾向にあり、道路交通における安全対策が求められています。
- ◆今後、防犯対策については、地域、警察、行政の連携をさらに強化し、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。また、交通事故の発生を防止するため、警察などの関係機関と連携し、町民のだれもが、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育を充実するとともに、交通安全施設の整備を継続して進めていく必要があります。
- ◆平成22(2010)年、本町は「安全安心まちづくり条例」及び「暴力団排除条例」を制定し、安全安心まちづくりの基本理念や施策の方向性を定めるとともに、行政と町民が一体となって暴力団を排除することを決議しました。

◆施策の方針

犯罪・事故のない安全・安心なまちづくりに向け、情報の適切な提供、他機関・団体との連携、各施設の整備を促進し、防犯対策・交通安全対策の強化に努めます。

◆施策の体系

防犯対策・交通安全対策の強化

- ◆防犯活動の支援と広報の充実
- ◆交通安全意識の高揚
- ◆防犯・交通安全施設の整備
- ◆暴力犯罪の防止

別表1

◆本町の交通事故発生状況の推移

項目		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
交通事故発生件数 (発生地別)	福岡県	50,890	45,703	44,353	44,340
	新宮町	342	307	257	244
交通事故死者数 (発生地別)	福岡県	241	199	197	195
	新宮町	2	0	0	1
高齢者交通事故死傷者数 (発生地別)	福岡県	6,407	6,510	6,424	6,671
	新宮町	37	27	32	28

<協働を推進するために>

「自分たちの安全は自分たちで守る」という防犯意識をもつことが大切です。地域においては、子ども見守り活動や夜間パトロールなどの防犯活動への自主的な参加が必要です。

だれもが交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、家庭や地域で交通安全意識を高めるとともに、飲酒運転による交通事故が後を絶たないため、町民の意識を改善することが必要です。

施策の内容

①防犯活動の支援と広報の充実

- 防犯に対する啓発活動を進め、各地域で自主防犯活動団体の設立を支援するとともに、警察などの機関や防犯関係団体との連携をさらに強化します。
- 新宮町安全安心まちづくり推進協議会を中心に、防犯に対する地域・行政・関係機関との連携を図ります。
- 防災行政無線や広報、ホームページなどを活用した防犯情報や防犯知識の適切な提供に努めます。

②交通安全意識の高揚

- 高齢者に対する交通安全の啓発や講習会を重点的に実施するなど、各年齢層に応じた交通安全教育の推進を図ります。
- 交通安全指導員を中心に、イベント、広報誌などを通じ、交通マナーや交通ルールの啓発を行います。

③防犯・交通安全施設の整備

- 信号機、防護柵、カーブミラーなど交通安全施設の充実や夜間の歩行者の防犯対策に努めます。
- ノーマライゼーション(※注1)の視点で歩道や交差点など交通危険箇所の再点検を行い、施設の改良・改修を計画的に進めます。
- 新たな人口集中地域となるJR新宮中央駅周辺の安全を確保するための方策を検討します。

④暴力犯罪の防止

- 暴力団排除条例にもとづき、暴力的組織の入札参加禁止や公的施設の使用禁止など、町が率先して暴力団排除の措置を講じます。
- 暴力団の排除を推進するため、警察などの関係機関と連携し、広報、啓発活動の充実や適切な情報提供を行います。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
自主防犯組織数	4団体	21団体

(※注1)ノーマライゼーションとは、高齢者も若者も、障害のある人もそうでない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていけるような社会を築いていくこと。

第5章 安全・安心な生活が送れるまち

3 生活相談・支援の充実

現状と課題

- ◆本町では、町民が安心して生活できるように行政相談委員（※注1）や人権擁護委員による心配ごと相談、弁護士による無料法律相談などを行ってきました。
- ◆近年、多重債務やインターネット通販、訪問販売や電話勧誘など、消費者トラブルの発生件数は高水準で推移しています。被害にあって初めて意識不足を後悔するケースも多いため、消費者としての意識高揚や相談できる体制づくりが求められています。
- ◆国においても消費者の安全・安心に関わる問題については、消費者の視点から監視する機関として、消費者庁（※注2）が平成21（2009）年5月に設置されました。
- ◆本町では、平成21（2009）年に消費者相談窓口や消費者ホットライン（※注3）を設置しました。また、各行政区でも消費者学級を開催するなど、啓発に努めてきました。今後は、消費者への教育・啓発や相談体制のさらなる充実に努める必要があります。

◆施策の方針

町民自らが消費者意識を高め、被害防止になるように情報を提供し、被害者への早期対応が出来るよう、県や弁護士会などと連携し、相談窓口やホットラインなどの広報活動を推進します。

◆施策の体系

生活相談・支援の充実



<協働を推進するために>

消費者トラブルに遭わないようするため、消費者学級などへ積極的に参加し、正確な知識と判断力を身につけ、賢い消費者になることが大切です。

消費者トラブルに遭ったときは、関係機関を積極的に活用することが求められます。

施策の内容

①生活相談の充実

- 複雑な問題から身近な心配ごとまで気軽に相談できるようにするため、専門的な知識を有する弁護士や相談員などとの連携を図り、相談体制の充実に努めます。
- 福岡県消費生活センター(※注4)や弁護士会などの関係機関と連携し、消費者相談窓口の充実に努めます。

②消費者意識の高揚

- 被害にあって初めて消費生活に関心を示すことが多いため、各行政区や老人会などを対象とした消費者学級を開催し、賢い消費者になるための意識づくりを推進します。
- 地域における消費者トラブルを未然に防ぐため、民生・児童委員などを対象とした研修会を実施します。

③情報の発信

- 消費者を取り巻く環境が大きく変化し、被害に遭わないよう消費者問題への意識高揚のため、広報誌やホームページなどでの情報の提供に努めます。
- 消費生活に関するトラブルを未然に防ぐため、成人式などでリーフレットの配布など情報の提供に努めます。
- 消費者自らが正確な知識と判断力を身につけ、安心して適切な行動ができるための情報を提供していきます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
消費者学級の開催回数	3回	10回

(※注1) 行政相談委員とは、総務大臣から委嘱され、住民の相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行う。

(※注2) 消費者庁とは、消費者の視点から政策全般を監視する組織の実現を目指し、平成21年に発足した内閣府の外局。

(※注3) 消費者ホットラインとは、消費生活センターなどの消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内するサービス。

(※注4) 福岡県消費生活センターとは、県民からの消費生活に関する苦情相談や多重債務問題に関する相談を受け、その解決に向けた助言や情報提供などを行う機関。

第6章 自然と環境を大切にすまち

1 自然環境の保全

現状と課題

- ◆本町は、町全域に占める緑の割合が約60%と多くの自然が残されています。玄界灘に浮かぶ相島、白砂青松の新宮海岸、緑豊かな立花山などの自然環境、水田や雑木林などの里山環境に恵まれ、その大半が玄海国定公園(381ha)の指定を受けています。これらの豊かな資源を守り活かすとともに、次の世代に引き継いでいくことが求められています。このことは、今回実施した住民アンケートにおいて上位に位置づけられていることから分かります。(※別表1)
- ◆新宮海岸は、本町のシンボルとなる自然環境の一つであり、毎年4月には「新宮町クリーン作戦」を実施し、防風・防砂機能を有する松林の保全をはじめ、海岸の美化活動が進められています。しかし、依然として、飛砂による住環境などへの影響があり、その対策が必要です。また、毎年松くい虫の被害により松枯れが発生しているため、適切な薬剤散布などの対策が必要です。
- ◆東部にある犬鳴山系や立花口一帯の森林は、水や酸素の供給、土砂災害の防止などの多様な機能や役割を担っていると同時に、町民の憩いの場として多くの恵みをもたらしています。しかし、多くの森林は、所有者の高齢化などにより整備されずに放置され、荒廃が進んでいるため、所有者や関係機関、団体とも協議しながら今後、何らかの対策が求められています。
- ◆町内に点在するため池や河川などは、農業用水としての利水機能のみならず、洪水や浸水などを防止する調整池としての治水機能を有していることから、計画的に改修するとともに適切な維持管理が必要です。また、レクリエーションの場など地域における貴重な親水性の高い水辺環境として保全していくことが必要です。
- ◆本町が持つ豊かな自然環境や生活環境を守り育てながら次世代へ引き継ぐ「環境共生のまちづくり」は本町まちづくりの基本理念の一つです。そのため、現在の環境を保全し、将

来に引き継いでいくため、自然環境、生活環境、地球温暖化防止、環境教育や協働のあり方など環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めていく必要があります。

別表1

◆住民アンケート

まちの将来像トップ5

- 第1位 山や海の自然環境が保全され、みどりがあふれるまち 48.9%
- 第2位 美しい自然の中で道路や公園など居住環境が整ったまち 39.9%
- 第3位 医療施設が整い健康で安心して暮らせるまち 35.2%
- 第4位 子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまち 32.6%
- 第5位 犯罪を未然に防止し、防災意識も高い安全安心のまち 25.2%

◆施策の方針

本町が誇る水と海と緑の美しい自然環境・景観を保全するため、適切な土地利用や河川や山林の環境保全を推進します。

◆施策の体系

自然環境の保全

- ◆自然の保全と活用
- ◆荒廃森林の再生
- ◆総合的な環境施策の計画的推進

<協働を推進するために>

自然環境や歴史的景観を適切に保全するためには、次世代へ引き継ぐという意識を高め、それらの維持管理を継続するとともに、保全のためのボランティア活動に参加することが大切です。

施策の内容

①自然の保全と活用

●白砂青松の新宮海岸、緑豊かな立花山や里山を次世代に引き継ぐため、住民と行政の協働により新宮町クリーン作戦など清掃活動を充実します。

【関連施策 6-4生活環境・公害防止①】

●松くい虫の被害を防止するため、薬剤散布などを適切に実施するとともに、ボランティア団体が行う松の保全活動などを支援します。

●立花山の登山道や新宮松原の散策路については、立花山観光協会やボランティア団体などと連携しながら、維持管理や活用に努めます。

●新宮海岸の飛砂対策は、自然的要因や堆積する砂のメカニズムを専門機関などに分析を依頼するなど今後の対策を検討します。

●良好な水辺環境を保全していくため、ため池及び河川などの改修を計画的に進め、その周辺環境を活かした憩いの場や散策路の整備などを検討します。

●湊川や牟田川など河川の水質を向上させるため、事業所の適正排水の指導や下水道の普及を推進します。

【関連施策 6-4生活環境・公害防止②】

●海岸線の漂着ごみなどの対策について、国、県に財政的支援を積極的に要望します。

②荒廃森林の再生

●森林の再生を図るため、県との連携により荒廃森林を調査し、伐採・枝打ちなどを実施します。また、伐採された木材については、再利用について検討します。

③総合的な環境施策の計画的推進

●自然環境、生活環境、地球温暖化防止、さらには環境教育や協働のあり方など総合的な環境施策の展開を図るため、環境保全の活動に取り組むとともに、環境に関する基本的な計画を策定し推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
クリーン作戦参加者の数	1,000人	1,200人
荒廃森林の再生面積	—	65 ha

第6章 自然と環境を大切にすまち

2 公園・緑地の整備と保全

現状と課題

- ◆公園や緑地は、運動や遊びの場、憩いの場であると同時に災害時の非難場所となるもので、快適で安全な生活を実現するうえで必要不可欠なものです。本町は、新宮海岸や立花山など玄海国定公園の指定を受け、全体的には緑が多いといえます。しかし、町内には62箇所の公園（都市公園、一般公園）がありますが、住宅団地開発などによって設置された小規模なものが多く、地域的な偏りもあるのが現状です。
- ◆現在、新宮小学校区に自然環境保全に配慮した人丸公園の整備が進んでおり、杜の宮地区においても、従来の松林を活かしたグリーンベルトや杜の宮運動施設が整備されました。また、新宮東小学校区では、JR新宮中央駅前に沖田中央公園が整備され、公園や緑地として魅力ある公共空間が充実してきています。
- ◆国道3号以東の地域では、地域の交流拠点となる公園や緑地施設の配置は十分ではなく、近隣公園規模の施設整備が望まれています。
- ◆今後は、自然環境に配慮しつつ、環境負荷の軽減を踏まえた公園や緑地の整備に努めるとともに、「新宮町ひとにやさしいまちづくり整備基本計画」にもとづき、安心して利用できる公園整備が望まれています。
- ◆一方、公園や緑地の管理については、高齢化などにより地域における住民管理が難しくなっているため、計画的な管理体系を検討するとともに、住民との協働による新たな仕組みや管理費用の軽減を図るための管理手法の検討が求められています。

◆施策の方針

人が集まる場所づくり、良好な住環境の形成に向け、既存の自然環境に配慮しながら、公園や緑地空間の整備及び適正な維持管理を進めます。

◆施策の体系

公園・緑地の整備と保全

- ◆都市公園などの整備
- ◆公園の適切な維持管理
- ◆緑化の推進

<協働を推進するために>

公園の清掃活動など積極的に参加するとともに、身近なところに植樹、花いっぱい運動など、潤いのある住みやすい生活環境を守り、育てていくことが大切です。

施策の内容

①都市公園などの整備

- 東部地域の交流拠点を形成するため、的野・立花口地区に公園や緑地の整備を検討するとともに、公園整備にあたっては、既存の自然環境に配慮し、農・商業と連携した整備を検討します。
- 人丸公園は、だれもが安心して利用できる公園として整備するとともに、今ある自然環境の保全を優先した整備を推進します。
- 今池周辺の緑地は、自然環境を活かした都市緑地としての保全や、民間開発に伴う公園化など整備手法を検討します。
- 千年家周辺の緑地は、貴重な文化資産を保全するため、整備手法などを検討します。
- 上府牟田池は、大雨時の浸水調整機能を有した公園や広場として検討します。

②公園の適切な維持管理

- 適切な公園管理を行うため、「公園維持管理計画」を策定し、維持管理や施設更新を実施します。
- 公園の維持管理については、今後進める人丸公園での住民との協働をモデル事業として実施体制や手法を検討します。

- 沖田中央公園の維持管理は、一元的かつ総合的な管理手法と費用負担の軽減について検討します。

③緑化の推進

- 地域に点在する貴重な緑地空間は、町の資源や魅力となるため、都市緑地や景観保全地区などの指定を行い積極的に保全します。
- 心の安らぎや景観の向上など、良好な住環境を維持・形成するため、住宅地において緑地協定(※注1)の締結や生け垣助成制度の活用を推進します。
- 公共施設は、敷地内をはじめ、屋上や壁面などの緑化を推進するとともに、商業地や工業地においても、緑化への推進を図ります。
【関連施策 1-4学校教育とその環境の充実⑤】
- 緑化への普及を図るため、住民活動への助成や住民との協働の仕組みを検討します。
【関連施策 6-4生活環境・公害防止④】

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
人口1人当たりの都市公園面積	5.01㎡/人	5.5㎡/人
住宅地の緑被率(※注2)	8%	10%
商業地の緑被率	1.1%	3%

(※注1) 緑地協定とは、都市緑地保全法にもとづき、一団の土地又は道路などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地に関する協定。

(※注2) 緑被率とは、ある地域または地区において樹木、芝、草花などで覆われた土地(緑被地)の占める割合。

第6章 自然と環境を大切にすまち

3 廃棄物の適正処理

現状と課題

- ◆近年、廃棄物の排出を抑制し、再生産を行って、限りある資源を効率的に循環させながら利用していく、環境負荷の少ない社会づくりが求められています。
- ◆本町では、ごみ処理基本計画にもとづき、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルなどの促進など、ごみ処理に関して計画的かつ総合的に取り組んできました。「容器包装リサイクル法」(※注1)の制定に伴い、平成12(2000)年4月から、家庭ごみの分別収集を実施し、「燃えるごみ」、「粗大ごみ」以外に、12品目の「分別収集ごみ」を各行政区のステーションで定期的に分別回収しています。また、平成21(2009)年4月からは相島でも新たに分別収集を開始したことで、町内全域で資源ごみの分別方法がほぼ均一化されました。
- ◆本町独自の取り組みとして、平成20(2008)年度から行政区と町内リサイクル業者と連携して、分別収集時に廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料(※注2)再生を推進しており、この燃料を役場の公用車や民間の車にも利用しています。
- ◆このように、資源ごみを分別することで焼却ごみを減らし、一人当たりの燃えるごみの量は大きく減少しています。今後は、家庭ごみへの取り組みに加え、さらに事業所ごみについても調査し、町全体のごみの減量化とリサイクルの推進が求められています。

◆施策の方針

循環型社会の構築に向け、ごみの分別収集、減量化、リサイクルを推進し、環境意識の高揚に努めます。

◆施策の体系

廃棄物の適正処理

- ◆ごみ処理・リサイクル体制の充実
- ◆ごみの減量化・リサイクルの推進
- ◆環境意識の高揚

<協働を推進するために>

環境負荷が抑制され、資源を大切にすることは環境に配慮した行動につながります。

そのため、ごみの減量・分別などの3R運動の推進など、積極的な取り組みが大切です。

施策の内容

①ごみ処理・リサイクル体制の充実

- 玄界環境組合などの関係機関と連携し、ごみの減量化・リサイクルの効率アップ、さらには地域の実情に配慮した収集体制の充実に努めます。
- 環境への負荷減少のため、12品目の分別ごみについての見直しを検討します。
- 定期回収に対応できない町民のために、常設の分別収集ステーションを継続します。

②ごみの減量化・リサイクルの推進

- リサイクルを推進するために、町内各団体が実施している古紙類の集団回収を支援します。
- 廃食用油の再生利用を推進するために、町内全域での廃食用油の回収を実施し、バイオディーゼル燃料再生を推進します。

- 生ごみリサイクルを推進するために、生ごみ処理機や簡易コンポストの普及に努めます。
- ごみ減量やリサイクルに取り組むボランティア団体を引き続き支援します。

③環境意識の高揚

- ごみの減量化に対する町全体の意識向上を図るために、ごみの3R運動(※注3)を推進します。
【関連施策 6-4生活環境・公害防止④】
- ごみの減量化を図るため、ごみ分別の徹底についての啓発活動を推進します。
- エコロの森(古賀清掃工場)と連携しながら環境教育、リサイクルに対する啓発を推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
燃えるごみの排出量 (年間/一人当たり)	290.2 kg	270.0 kg
分別ごみの回収量 (年間/一人当たり)	11.8 kg	15.0 kg

(※注1) 容器包装リサイクル法とは、家庭から出るごみの多くを占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律。

(※注2) バイオディーゼル燃料とは、菜種油やコーン油などの生物由来の油や、てんぷら油など各種廃食用油から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。

(※注3) 3R運動とは、リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)のことで、この3つのRでごみを減らしていく運動のこと。

第6章 自然と環境を大切にすまち

4 生活環境・公害防止

現状と課題

- ◆本町では、きれいな生活環境づくりのために、町民や企業による環境美化活動が盛んに行われています。反面、モラルが欠如した一部の人たちによる、ごみのポイ捨て、不法投棄、犬猫のフン放置などの生活環境汚染の問題も発生しています。
- ◆行政区による区内清掃はもとより、各種ボランティア団体や町内企業による清掃活動が定期的に行われています。今後はこのような清掃活動の支援を行うほか、ポイ捨てなどを未然に防ぐため、一人ひとりが環境美化への意識向上を図る必要があります。
- ◆ペットのマナーに関しては、犬の正しい飼育方法を啓発するために、県動物愛護センターとの連携による「犬のしつけ教室」への参加呼びかけやフンの放置禁止看板による啓発を実施するとともに、最近では、町内企業の協力のもと防犯パトロールもかねた「ワンワンバッグ」を作成、配布している団体への支援を行っています。
- ◆大気汚染や水質汚濁などの公害問題について、環境負荷の軽減を図るためにも公害の発生源を抑制していく必要があります。本町では、県保健福祉環境事務所との連携により、大気や水質などの各種調査や原因者への立入検査、行政指導などを行い、公害の防止に努めています。今後は、企業や町民一人ひとりの環境意識を啓発していく必要があります。
- ◆地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減については、役場自らが事業者や消費者であるとの立場から、率先して地球温暖化対策に向けた取り組みを推進していくことが求められています。本町では、これまで、緑のカーテンの普及促進やノーマイカーデー運動の実施、排出される紙資源の分別リサイクル、冷暖房や電灯などの節電など多彩な取り組みをしてきました。今後も、このような取り組み

を、継続、さらに充実するとともに、町民に発信することで啓発や実践につながるよう努めることが求められています。

◆施策の方針

公害防止対策、地球温暖化対策、迷惑防止・不法投棄対策を推進するとともに、生活環境の向上に努めます。

◆施策の体系

生活環境・公害防止

- ◆環境美化活動の推進
- ◆公害の未然防止
- ◆迷惑防止対策の推進
- ◆地球温暖化防止対策の推進

<協働を推進するために>

新宮町クリーン作戦や、各種清掃ボランティア団体などへ積極的に参加するとともに、環境美化に対する意識の高揚が大切です。

また、地球温暖化対策に向けた取り組みを推進し、豊かな自然環境を守り、環境に優しい住みよい新宮町にすることが求められます。

施策の内容

①環境美化活動の推進

- 新宮町クリーン作戦を、行政、町民、事業者の協働のもと継続して実施します。

【関連施策 6-1 自然環境保全①】

- 事業者や団体などと協働による町内美化活動を推進するため、アダプトプログラム(※注1)を検討し実施します。

- 地域や行政区で行う定期的な清掃活動を引き続き支援します。

②公害の未然防止

- 騒音や悪臭などの公害発生状況を調査するとともに、公害発生原因者への指導や立入検査を強化します。

- 水質の悪化防止のため、県保健福祉環境事務所と連携しながら河川、水路などの水質調査などの環境測定を定期的を実施します。

【関連施策 6-1 自然環境の保全①】

- 公害を未然に防ぐため、事業者や町民一人ひとりの環境意識の啓発に努めます。

③迷惑防止対策の推進

- 不法投棄、ポイ捨て、犬猫のフン放置などの迷惑行為を「しない」「させない」環境づくりのため、町民との協働により啓発などを推進します。

- 生活環境汚染防止のため、環境パトロールや防犯パトロールなどのボランティア団体の活動を支援します。

- 花火の騒音などで悩んでいる地域住民が安心して暮せるように、関係機関やボランティア団体と連携し、新宮町深夜花火規制条例の適正な運用に努めます。

④地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化防止対策(※注2)のため、ごみ減量化や緑化を推進するとともに、省資源省エネについて、町民への啓発を推進します。

【関連施策 6-2 公園緑地の整備と保全③】

【関連施策 6-3 廃棄物適正処理③】

- 行政自らが排出する温室効果ガス削減について、実行計画を策定し、電気、ガソリンなどの削減に努めます。

- 温室効果ガス(※注3)を削減するため、省エネ効果が高いLED照明を道路照明や防犯灯に導入します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
アダプトプログラム参加事業所数	—	10事業所

(※注1) アダプトプログラムとは、昭和55(1980)年に最初にアメリカで導入され、国内でも自治体をはじめ多くの導入例がある。基本的内容は、企業、団体、学校などが道路や河川などを行政との協働により自主的に清掃などの活動を行う仕組みのこと。

(※注2) 地球温暖化とは、地球表面の気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

(※注3) 温室効果ガスとは、太陽光により暖められた地表面から放射される熱を吸収し、再び地表へ戻すことにより地球の温度を保つ効果のある、二酸化炭素やメタンなどのガス。

第7章 活力を生み出すまち

1 農水産業の振興

現状と課題

◆本町では、特産物の「あまおう」などのイチゴをはじめとする米・ミカン・バラなどの多種・多様な農産物が生産されています。近年、消費者のニーズも安全で新鮮な食材を求める傾向にあり、さらに地産地消の意識も高くなっています。新宮町農産物直販所「ひとまるの里」では、安全で新鮮な地元農産物の提供や生産者と消費者が交流できる施設として好評です。また、地元の農産物を学校給食の食材としての利用開始や子どもたちの農業体験などを通じて地産地消への意識向上を図っています。

◆大型の都市開発による農地の減少や農業従事者の高齢化、後継者の不足により農地の荒廃が進むなど、農村地域での活力の低下が懸念されています。また、東部地域や中山間地では、農業環境整備の遅れなど課題も多く積み残されているのが現状です。これからは、担い手の育成への支援を行うほか、特産品や高付加価値農産物への展開、利用されていない農地を活用し、農業(体験型)農園や観光農園を推進していくなど、新たな農業のあり方とその総合的な支援体制を検討する必要があります。

◆水産業においては、全国的に就業者の減少や高齢化のほかに、水産資源全体が依然として減少傾向にあり、適切な資源の管理や後継者の確保・育成などにあわせ、漁業経営の安定化が課題となっています。このため、地元漁業に即した生産基盤の整備を行い、海域の特性に応じた漁場の整備や漁港の機能強化、さらには、新商品の開発とその販売ルートの拡充などが必要とされています。また、真珠母貝養殖事業・真珠養殖事業の進展に伴い、新規参入事業者への支援などが求められ、真珠養殖事業の展開を推進するとともに、保護するための防疫体制を拡充していくことが求められています。

◆施策の方針

農業の持続的発展に向けた多様な担い手及び消費者ニーズに対応した農産物の育成と地産地消を推進するとともに、漁業基盤となる沿岸漁場や漁港の計画的な整備を推進します。

◆施策の体系

農水産業の振興

- ◆農業担い手の育成支援
- ◆地産地消の推進と荒廃農地の対策
- ◆高付加価値農水産物の開発
- ◆水産業の振興

<協働を推進するために>

農業は地域の環境資源(景観、治水、観光、国土保全)であるという認識のもと、農業への関心をもち、農業を体験するなど地産地消への理解と関心をもつことが必要です。

農業者は、おいしい、安全な農産物を生産することで、農地を保全し、農地の機能を回復していくことが大切です。

施策の内容

①農業担い手の育成支援

- 農業従事者の高齢化対策や後継者不足の解消のため、認定農業者などの担い手の育成支援に努めます。
- 新規就農者には、県や農協などの関係機関と連携し、就農指導、相談窓口などの就農に関する情報や就農事例の提供に努めます。

②地産地消の推進と荒廃農地の対策

- 地元農水産物の消費拡大を図るため、農産物直販所「ひとまるの里」での販売や学校給食への地元食材の活用など地産地消を推進します。
【関連施策 8-1 健康づくりの推進④】
- 荒廃農地の発生を防ぐために、耕作放棄地などを認定農業者などの担い手に集積するように努めます。また、農業体験農園(※注1)などへの活用を検討します。

③高付加価値農水産物の開発

- 農産物については粕屋農協などと連携し、付加価値の高い商品や新宮固有の特産品の開発を推進します。
- かまぼこなどの水産加工品については、新宮相島漁協と連携し、新商品の開発や販売ルートの拡充などを推進します。

④水産業の振興

- 漁業経営の安定のため、地域に則した漁港や漁場の整備を推進します。
- 真珠養殖事業確立のための側面支援を行い、貝柱など副産物の商品化について研究するとともに、防疫体制の整備にも努めます。
- 漁業者の減少や高齢化に伴い、担い手の確保や育成のため、後継者や新規就業者への支援のあり方などを検討します。
- 安全な漁業集落地域の形成を図るため、防災安全施設などの整備を推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
認定農業者数	28人	28人
農業体験農園数	—	1箇所

(※注1) 農業体験農園とは、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園で、利用者は、入園料・野菜収穫物代金を支払い、園主(農家)の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験する。

第7章 活力を生み出すまち

2 商工業の振興

現状と課題

- ◆元気な町を創造するためには、経済活動の基盤となり、多様な就業の場を提供する商工業の振興を図ることが必要です。
- ◆車社会の進展やライフスタイルの変化などにより、町内外の大型小売店舗へ消費者が流れたことやコンビニエンスストアなどが増加したことで、町内の既存店舗では高齢化や後継者不足などにより衰退が進んでいます。このため、商業振興の核となる新宮町商工会との連携によって、既存商業の活性化を図っていくことが重要です。
- ◆沖田・緑ヶ浜の中心市街地については、今後、交流機能の核として大規模商業施設をはじめ、住民の利便性向上に資する商業施設の立地が予定されています。しかし、同時期に商業施設の進出が想定されることから、交通量の増加に伴う交通環境の悪化などが懸念されます。このため、地元商工関係者との調整や連携強化をはじめ、大規模小売店舗立地法に基づく周辺的生活環境に配慮した対策などを講じるとともに、環境に優しい商業環境の形成を図る必要があります。
- ◆本町の工業は、自動車関連、パンや菓子などの食料品製造業、流通卸売業など多種多様な事業所があり、これまでの町の発展に大きく貢献しています。今後も町経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向け、企業誘致や既存企業との情報交換（アフターフォロー）を図っていくことが重要な課題となっています。

◆施策の方針

経済活動の基盤を活性化するため、既存商店と大型小売店舗などの連携による活性化や新宮町商工会との連携により、商業活動を促進します。

◆施策の体系

商工業の振興

- ◆商業の振興
- ◆製造業・工業の振興
- ◆中心市街地商業ゾーンの成熟
- ◆企業誘致の推進

<協働を推進するために>

新宮町商工会を中心に、農、工、商、観光などと連携し、アイデアを出し合いながら町の特産品開発や町内製品のPRなどによる、産業の活性化が求められます。

事業者は、地域と連携し、相互に互恵関係を保ちながら、雇用の安定や地域活動に参画することが大切です。

施策の内容

①商業の振興

- 町の商業の活性化に向けて既存商店と大型小売店舗などが共存できるよう、新宮町商工会との連携に努めます。
- 町内産品のPRなどの支援や町の特産品開発(発掘)の調査・研究を行い、新宮ブランドとしての推進を図ります。

【関連施策 7-3観光の振興②】

②製造業・工業の振興

- 町の製造業・工業の活性化を図るため、町内事業者と情報交換の場の創設や異業種間交流などの調査・研究を行います。
- 中小事業者の経営の安定化や経営基盤の改善を図るため、国や県の各種補助・融資制度などの情報提供などを行い企業を支援します。

③中心市街地商業ゾーンの成熟

- JR新宮中央駅前地区の商業施設は、多様な交流機能の構築を図るため、商業施設相互並びに地域産業との連携・強化を促進します。

④企業誘致の推進

- 町の活性化や雇用の場の拡充のため、中心市街地(区画整理区域内)や遊休地への多面的な波及効果が期待できる企業の誘致を図ります。



第7章 活力を生み出すまち

3 観光の振興

現状と課題

- ◆人々の価値観やライフスタイルは変化し、ゆとりと潤いのある生活を送るため、余暇時間を活用した生きがいづくりが求められています。また、人々の観光に対する考え方も、ウォーキングなどを兼ねた健康志向型、地元の人々とのふれあいや体験などを求める着地型、食べる、観る、遊ぶ、買うなど多様化しています。
- ◆本町は、緑あふれる立花山やゆるやかな弓なりのカーブを描く白砂青松の新宮海岸、玄界灘に浮かぶ相島など自然にめぐまれており、さらに最澄ゆかりの横大路家住宅(千年家)や石を積んで造った古代人の墓である相島積石塚群など、数多くの歴史遺産を有しています。しかし、素材が豊富にありながら観光資源の視点で捉えられていないため、観光客を受け入れる体制が整っていない状況です。平成23(2011)年の九州新幹線全線開通や大型商業施設の開業など県内外からの集客も期待されます。
- ◆今後は、特産品の開発、観光ボランティアや観光母体の確立、観光情報の提供、トイレなど観光地にふさわしい施設整備、近隣自治体などとの広域連携など、多角的視点で、観光資源の活用に取り組み、本町における観光のあり方を、町民と行政が一体となって都市近郊にふさわしい観光振興策の検討を図る必要があります。

◆施策の方針

豊富な観光資源の活用と地域の特性を生かし、来訪者のニーズや目的に沿った観光事業を展開します。

◆施策の体系

観光の振興

- ◆観光情報の発信と施設の充実
- ◆連携による観光の推進
- ◆観光振興の仕組みづくり

<協働を推進するために>

地域や企業と連携したイベントへ積極的に参加し、地域を知り学ぶことが大切です。また、イベントをとおして来訪者などへ町の史跡や良さを伝えることができるとともに、ふれあう機会を増やし交流することが大切です。

施策の内容

①観光情報の発信と施設の充実

- 町内の観光資源について、来訪者のニーズや目的にあった観光情報を適切に発信できるよう、案内表示板の整備や情報通信技術ICT(※注1)の活用について調査・研究します。
- 町のイベント・観光情報のPRのために、テレビ・新聞・雑誌などのマスメディアを適切に活用します。
- 来町者の観光ニーズに対応するため、必要に応じてトイレなどの観光基盤施設を整備します。

②連携による観光の推進

- 観光資源を有機的に活用するため、周辺市町と連携し、観光情報の発信やイベントの共催などの広域連携に努めます。

- 地元農業及び商工業発展のため、新宮町商工会などと連携しながら、農水産物の活用や特産品開発などの異業種連携の支援に努めます。

【関連施策 7-2商工業の振興①】

- 地域活性化及び産業振興のため、JR新宮中央駅などを起点とする観光ウォーキングイベントを支援します。

③観光振興の仕組みづくり

- 観光事業を総合的に推進するため、母体となる団体の育成に努めます。
- 教育委員会と連携しながら、生涯学習の一環としての観光ボランティアの仕組みづくりに努めます。

【関連施策 2-3歴史・文化の継承と創造②】

(※注1) ICTとは、information and communication technologyの略で情報通信技術と訳される。情報処理や通信に関する技術を総合的にさす用語。ITとほぼ同義語で国際的にはICTとして広く使われる。

第8章 健康で福祉が充実したまち

1 健康づくりの推進

現状と課題

- ◆生涯にわたって健康であることは、だれもが望むことです。病気の予防や早期発見、病気の進行防止は、町民一人ひとりの主体的な取り組みが重要であり、そのための情報提供や検(健)診機会の提供などの環境整備は行政の大切な役割といえます。
- ◆町民の健康づくりは、「病気の早期発見、早期治療」から、「病気のきざしを見逃さず、生活習慣を改善することで病気を予防する」ことに主眼が置かれるようになりました。本町では、従来からのがん検診に加え、高血圧症や糖尿病といった生活習慣病(※注1)の予防のため、法律改正により導入された「特定健診・保健指導」を実施し、生活習慣病に関する検(健)診とその検(健)診結果にもとづく保健指導に努めています。
- ◆今後は、町民自らが「運動、食事、睡眠」に心がけ、日頃から健康づくりに努めるとともに、主体的かつ定期的に検(健)診を受診するよう、さらなる健康づくり情報の提供や検(健)診のPR、未受診者対策、受診しやすい検(健)診環境の整備に努める必要があります。
- ◆家族関係や就労状態が多様化する現代社会では、多くの町民がさまざまなストレスの中で生活を送っています。過度なストレスは、精神面や身体面でも大きな病気の要因のひとつとされています。そのため、ストレスに早く気づき、対処する方法や、個人を支える周囲の人たちの理解や社会環境を整えていく必要があります。
- ◆家族制度の崩壊が社会問題化する中で、朝食を食べない子どもや若い世代が増え、インスタント食品の過剰摂取、野菜の摂取不足などの食生活の乱れにより、将来的に生活習慣病の増加が懸念されています。そのため、平成17(2005)年、国は食育基本法を制定し、食

育を国民的課題として総合的に進めることとしています。

- ◆平成21(2009)年に世界的な大流行となった新型インフルエンザは、日頃の危機管理のあり方の大切さを教えてくれました。今後、町民の生命を守るため、予防接種体制の強化や新たな感染症対策が必要です。

◆施策の方針

町民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯を心身ともに健康に過ごすことができるように、健康づくりに関する情報提供や検(健)診、保健指導に努め、機会の提供や環境の整備などを実施・支援します。

◆施策の体系

健康づくりの推進

- ◆健康づくりの啓発
- ◆検(健)診・保健指導の充実
- ◆こころの健康づくり
- ◆食育の推進
- ◆感染症予防

<協働を推進するために>

心身ともに元気で暮らせることは皆の願いです。そのためには、家庭・地域・職場などで積極的に健康づくりや健康診断の機会を活用し、「自分の健康は自分で守る」という意識で、健康管理することが大切です。

施策の内容

①健康づくりの啓発

- 検(健)診や生活改善の効果について、広報やホームページ、リーフレットなどを活用し、広く周知します。
- ウォーキングの推進など、町民が気軽に健康づくりに取り組める環境を整備し、情報の発信を行います。

②検(健)診・保健指導の充実

- がん検診など町民の実情に即した検(健)診内容、体制を整備し、必要な検(健)診を安心して気軽に受診できるようにします。
- 高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の予防のため、特定健診(※注2)の受診率を向上し、適切な保健指導に努めます。
- がん検診や特定健診などの受診機会を向上させるため、検(健)診の内容、対象年齢、町民の費用負担のあり方などについて検討します。

③こころの健康づくり

- うつ病などのこころの病気について情報提供を行います。

- こころの健康についての相談を充実するとともに、必要時は早期の受診をすすめるなど、関係機関と連携した支援を実施します。
- こころの病気を持つ人を支える、家族や知人、学校、地域の不安やストレスに関する相談、周囲の理解の促進を図ります。

④食育の推進

- 幼児期からの食育を推進するとともに、学校給食における地産地消の取り組みやライフステージにあわせた食育に関する情報の提供に努めます。
【関連施策 7-1 農水産業の振興②】
- 食生活改善推進会(※注3)の活動を支援し、情報を発信することで、町民の健康づくりに取り組みます。

⑤感染症予防

- 予防接種の接種率向上や充実に努めます。
- 新型インフルエンザなどの新型感染症が発生したときに備え、日頃から関係機関との連携や情報交換を行い、発生時には迅速かつ適切な対応ができるように努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
特定健診受診率	36.4%	65%
がん検診受診率	8.7%	18%

(※注1)生活習慣病とは、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群。

(※注2)特定健診とは、生活習慣病予防と医療費抑制をめざし、国の医療制度改革に盛り込まれたもので、各医療保険者に対して40歳から74歳までの被保険者の検(健)診を義務付けている。

(※注3)食生活改善推進会とは、食生活を中心に自らの生活経験や学習体験などを活かしながら、健康づくりのための活動を推進していくボランティア組織。

第8章 健康で福祉が充実したまち

2 地域福祉の充実

現状と課題

- ◆近年の多様化、細分化する町民の福祉ニーズに対応するため、地域や町民との協働体制の中で地域福祉の仕組みづくりが求められています。新宮町社会福祉協議会においては、高齢者や障がいのある人などにさまざまなサービスを行っていることに加え、地域福祉活動の重要性が高まっていることから、「第2次地域福祉活動計画」が策定されていますが、総合的な地域福祉計画の策定が必要とされています。
- ◆この計画では、できるだけ住み慣れた地域の暮らしを支えるために、行政区福祉会を中心とした小地域福祉活動の基盤づくりを行い、福祉委員と民生・児童委員、老人クラブ、育成会などが連携しながら、災害時要援護者支援計画に基づく高齢者などの見守りネットワークの構築など福祉問題の解決に向けて、地域の特性に応じた福祉活動の推進が必要です。
- ◆このような町社会福祉協議会の取組を有効なものとするため、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するなど、新たな人材の育成が課題となっています。
- ◆ボランティアセンターを中心に福祉ボランティア活動の推進や情報を発信し、活動の場や機会の確保につなげるなど、ボランティア活動の全般を支援していくことが重要となってきます。

◆施策の方針

すべての町民が住み慣れた地域で、安心して健康で暮せるよう、地域福祉計画を策定し、地域福祉活動・体制の充実を図ります。

◆施策の体系

地域福祉の充実

- ◆地域福祉活動の充実
- ◆見守りネットワークの構築
- ◆福祉ボランティア活動の推進

<協働を推進するために>

町民は地域福祉サービスの対象者であるとともに担い手であることを自覚し、住み慣れた地域で安心してともに暮らせるよう、関係機関と連携・協力しながら、積極的に地域福祉に参加し、支えあう社会づくり、コミュニティづくりが大切です。

施策の内容

①地域福祉活動の充実

- 誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりのため、高齢者保健福祉計画などの各福祉計画の基本理念となる地域福祉計画を策定します。
- 民生委員・児童委員や行政区福社会などそれぞれの特性に応じた福祉活動を支援するとともに、個人では解決できない課題を住民とともに考え、行動する支援体制づくりを構築します。
- 高齢者などが地域で孤立しないように地域サロンなどの地域福祉活動を活性化します。
【関連施策 8-3高齢者福祉の充実①】
- ふれあいフェスタなどの充実に努め、福祉意識の高揚を図ります。

②見守りネットワークの構築

- 民生・児童委員や福祉委員と連携を図り、地域での高齢者などの見守りネットワークを構築します。
【関連施策 8-3高齢者福祉の充実③】

- 地域との協働により、災害時要援護者支援台帳を整備し、緊急時の対応や日頃の見守り活動に努めます。
- 老人クラブが実施する「愛の一声運動」を支援します。

③福祉ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会と協力し、新規ボランティア団体の立ち上げに支援を行います。また、福祉ボランティア団体をつなぐボランティア連絡会を支援します。
- ボランティアセンターが福祉や生涯学習などすべての公益活動の情報拠点となるよう努めます。
【関連施策 9-2協働・公益活動の推進②】

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
福祉ボランティア団体数	6団体	8団体

第8章 健康で福祉が充実したまち

3 高齢者福祉の充実

現状と課題

- ◆わが国は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでいます。本町の高齢化率は平成22(2010)年5月末現在15.74%で、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。豊かで生きがいのある人生を送るには、健康で自立した生活をだれもが望むことはもちろんですが、不幸にも病気や介護が必要になったときには家族や地域の人たちの支え、さらには行政などの公的な支援が必要となります。
- ◆本町では、高齢者が長く自立した生活を送れるよう介護予防事業に取り組み、介護保険の要介護認定率は13.5%で、県平均の17.8%と比較しても低水準で推移しています。介護保険の保険給付と町独自の福祉サービスを組み合わせながら、自立への援助に努めていますが、急増する困難なケースに対応できる人材の確保や、生活全般に関わる相談体制の確立が急務です。
- ◆今後は、高齢者の社会参加を促進し、健康で生きがいを持って生涯現役をめざしてもらえる取り組みや地域での居場所づくりが求められていることから、地域サロン事業への協力、ボランティアの育成支援、高齢者などの見守りネットワークの構築などが重要な課題となります。また、認知症対策についても、正しい知識の普及を行い、住みなれた地域で安心して暮らせるようお互いに見守り、介護者の負担を減らしていくことができるよう、今後の取り組みについて検討する必要があります。

◆施策の方針

元気で生きがいを持つ高齢者が増えるよう、高齢者の社会参加促進や健康づくりを推進するとともに、日常生活支援や相談窓口の充実に努めます。

◆施策の体系

高齢者福祉の充実

- ◆高齢者の社会参加
- ◆高齢者の健康づくり
- ◆日常生活支援の充実
- ◆相談窓口の充実

<協働を推進するために>

自らの健康は自らづくり、地域で積極的に人と人がふれあいながら、相互扶助の関係を築くことが大切です。また、各種団体や機関と連携し、高齢者などの見守り支援体制の確立が重要です。

施策の内容

①高齢者の社会参加

- 高齢者が生涯現役で生活するために、働く意欲がある人へ適切な就業の援助を行う町シルバー人材センターへの積極的な支援と、連携を図ります。
- だれもが参加しやすい地域活動や生きがいづくりの一端を担う、町老人クラブ連合会活動を支援します。
- 社会福祉協議会と連携し、地域での居場所づくりや見守りへとつながる、各地区福祉会が行うサロン活動(小地域福祉活動)を支援します。

【関連施策 8-2地域福祉の充実①】

②高齢者の健康づくり

- 健康運動教室、元気づくり教室などの介護予防事業の効果を適切に評価し推進します。
- 認知症など高齢者に起こりやすい疾患の知識を普及し、適切な治療へつながるよう支援します。
- 高齢者などの健康診査、保健指導により、要介護状態となる原因や疾患を若い頃から予防し、健康づくりの重要性を啓発します。

③日常生活支援の充実

- 生活に支障が生じたときに、適切なサービス

ス利用が受けられるように、介護保険制度や福祉サービスの周知を行います。

- 町民のニーズに応じた福祉サービスの提供を行うため、効果を評価し、内容の検討を行い必要なサービスの充実を図ります。
- 認知症に対する地域の理解を深め、認知症になっても安心して生活できるサポーター養成などの仕組みづくりに努めます。
- 地域での見守りや助け合いを促進し、異常の早期発見を行い、孤独死が放置されることがないように、高齢者などの見守りネットワークを構築します。

【関連施策 8-2地域福祉の充実②】

④相談窓口の充実

- 地域支援事業において高齢者の総合相談窓口として位置付けられている、地域包括支援センター(※注1)及び介護サポートセンターとの連携を図ります。
- 高齢者に関する相談窓口を周知し、障がいのある人や生活に関することの相談にも応じることができる総合相談窓口を設置します。
- 虐待、高齢者うつ病に対応できる人材や社会保障制度全般に対応する専門性を持つ人材の育成に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
要介護認定率	13.5%	13.5%
健康運動教室などの参加者数	2,923人	3,000人
認知症サポーター養成者数	—	1,000人

(※注1) 地域包括支援センターとは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療と福祉の向上を包括的に支援するための施設。

第8章 健康で福祉が充実したまち

4 障がい者福祉の充実

現状と課題

- ◆障がいの有無に関わらず、だれもが地域社会の中で安全で安心した生活と社会参加できる社会の実現が求められています。
- ◆本町では、障害者自立支援法による、相談支援事業、手話通訳派遣事業、日常生活用具給付事業など、地域の実情や障がいのある人などへの福祉サービスのニーズに応えるため、訪問入浴サービスや日中一時支援事業、障がい児長期休暇中支援事業などを実施してきました。
- ◆障害者自立支援法が施行後、身体・知的・精神に障がいのある人に同一のサービスが提供できるようになりました。しかしながら、障がいのある人へのサービスのニーズを十分に満たすサービス事業者などの社会資源が不足していることが課題となっています。
- ◆障がいのある人一人ひとりのライフスタイルにあわせ、多様化するニーズにあった支援を行うため、相談支援体制を充実することが求められています。また、行政と利用者、さらにサービスを担う事業者との連携を図るため「障害者地域自立支援協議会」(※注1)を中心に障がいのある人たちの自立した地域社会での生活支援が必要です。

◆施策の方針

障がいのある人が社会参加や地域社会で安全で安心して生活できるよう、相談支援や社会参加、生活環境の充実など地域社会での支援施策を総合的に推進します。

◆施策の体系

障がい者福祉の充実

- ◆障がい者の自立と社会参加の促進
- ◆相談支援体制の充実
- ◆生活環境の充実
- ◆障がいのある子どもたちの療育

<協働を推進するために>

障がいのある人が、自由に社会参加しやすい環境づくりや安全で安心して生活ができるように、支援する組織づくりが大切です。

また、事業所では、障がいのある人の雇用促進や働きやすい環境づくりが求められます。

施策の内容

①障がい者の自立と社会参加の促進

- 障がいのある人たちの自立を促進し、生きがいを高めるため、地域サロンやサークルなど活動の場の確保と創設を検討します。
- 障がいのある人の自立と就労促進のために、企業に理解を求め、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。
- 障がいのある人に対する理解を深め、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図るため、啓発を充実するとともに、健常者と障がいのある人などの交流を推進します。
- 障がいのある人たちが、安心して地域での社会生活を送ることができるよう、相談・支援体制を強化します。

②相談支援体制の充実

- 障がいのある人や支援が必要な高齢者などの福祉ニーズに対応するため、情報の発信や相談のできる拠点づくりに努めます。
- 行政と民間事業者及び住民(福祉ボランティア)などとの連携を図り、当事者への福祉ニーズの対応や社会参加への支援を行う組織として、障害者自立支援法にもとづく「福津市・古賀市・新宮町障害者地域支援ネットワーク協議会」の充実に努めます。

③生活環境の充実

- 在宅介護や短期入所をはじめとした在宅福祉サービスの充実を図るため、利用者の状況やニーズに対応した自立支援給付、地域生活支援事業などサービスの充実に努めます。
- だれもが安心して安全で快適な生活が送れるようバリアフリー化やユニバーサルデザイン(※注2)の考えにもとづくまちづくりを推進します。

④障がいのある子どもたちの療育

- 障がいのある子どもたちへの早期療育に向け、関係機関との連携のもと就学前、後を通じた療育・教育体制の充実を図ります。
【関連施策 1-1子育て支援の充実⑤】
【関連施策 1-2妊産婦・乳幼児の健康づくり④】
【関連施策 1-4学校教育とその環境の充実②】
- ことばの教室などの療育施策の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園など、地域における発達障がいのある子どもたちへの支援体制の充実を図ります。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
福津市・古賀市・新宮町障害者地域支援ネットワーク協議会構成機関(団体)数	44団体	50団体

(※注1) 障害者地域自立支援協議会とは、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議のこと。

(※注2) ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

第8章 健康で福祉が充実したまち

5 社会保障の充実

現状と課題

- ◆本町の国民健康保険は、町民の約5分の1が加入しており、他の保険制度と比較して高齢者の割合が高く、国民健康保険で負担する医療費は年々増加しています。また、団塊世代の退職者や、景気の低迷による非自発的退職者の加入者増加が見込まれる一方、医療技術の高度化によって、医療費の高額化が進み、運営がより厳しい状況になっています。今後は、国民健康保険の適正な受診などの啓発による医療費の抑制が求められています。また、保健、福祉、保険、医療などの関係機関との連携を図りながら、医療費の抑制に取り組む必要があります。
- ◆国民年金制度は、不安のない生活のため不可欠な制度ですが、近年の年金をめぐるさまざまな問題や負担と給付などに対する不信感が増大する傾向にあり、若者の未納率が上昇するなど憂慮すべき状況にあります。今後も国民年金の必要性や加入などについて、対象者になお一層の啓発をしていく必要があります。
- ◆急病や事故のとき、町民だれでもが安心して医療を受けられることが必要ですが、今日、医療の専門化・高度化などにより、医師不足による救急患者の受け入れ拒否が社会問題化されていることから、救急医療体制の充実を図る必要があります。
- ◆社会保障は、病気や障がい、介護、失業など生涯にわたる生活上の不安に対して、幅広く対応するものとして、安心と安定した日常生活を送るうえで不可欠なものとなっています。特に近年の世界的な不況の影響もあって、本町の生活保護世帯も増加の一途をたどっています。

- ◆本町には、3カ所の町営住宅がありますが、老朽化が進んでおり、バリアフリーや耐震化にも十分対応できていない状況です。今後、町営住宅そのもののあり方や整備方針を明らかにする必要があります。

◆施策の方針

町民が不安のない生活を保障し、安心して生活が送れるように、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

◆施策の体系

社会保障の充実

- ◆国民健康保険事業の健全な運営
- ◆国民年金制度の啓発
- ◆地域医療体制の充実
- ◆低所得者福祉の充実

<協働を推進するために>

年金の仕組みと重要性を認識し、守り育てていくことが大切です。

また、医療費の適正化を図るために、かかりつけ医をつくり、早期受診と適正な受診を行うことが必要です。

施策の内容

①国民健康保険事業の健全な運営

- 特定健康診査や保健指導を実施し、生活習慣病対策を強化し、適正な受診の推進や医療費の適正化を図ります。
- 国民健康保険税の収納率を向上するために、未納者には納税相談を実施し、納税がしやすい方法を指導します。

②国民年金制度の啓発

- 国民年金制度の理解不足を踏まえ、正しい知識や情報を発信するとともに、相談体制の充実に努めます。
- 国民年金の必要性の理解を促し、加入を促進するため、広報やホームページなど啓発活動の強化に努めます。

③地域医療体制の充実

- 町民だれもが安心して医療サービスが受けられるよう、医師会や関係機関などとの連携を密接にし、近隣市町や関係機関との連携を図り、休日診療や救急医療体制など地域医療体制の充実に努めます。

④低所得者福祉の充実

- 低所得者の実情を把握し、粕屋保健福祉事務所やその他関係機関と協力・連携し、適切な相談に努めるなど、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- 社会福祉協議会の生活福祉資金など、生活困窮者への支援を図ります。
- 生活の安定と自立支援を促すため、生活習慣の改善に向けた生活指導や公共職業安定所と連携を密にし、適切な就労支援を行うなど、自立支援の充実に努めます。
- 町営住宅については、福祉事業としての町営住宅の必要性を検討するとともに、その整備方針を策定します。また、現在の町営住宅のバリアフリー化について建替え、改修を含め調査・研究を行います。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
国保加入者の1人当り医療費	296,769円/年	280,000円/年

第9章 みんなの力で地域づくりを進めるまち

1 コミュニティの振興

現状と課題

◆隣組合や行政区(自治会)などの地域コミュニティは、地縁による団体として地域の行事、まつりやスポーツ、地域づくりや防災、地域福祉の向上など、住民相互の融和や地域課題への対応など、これまで重要な役割を果たしてきました。

◆近年の核家族化の進展やプライバシー意識の高まりなどにより、地域への愛着や相互扶助意識が低下し、隣近所とのつきあいを拒む人が増えています。本町においても、各行政区において、役員や世話役を引き受ける人や地域行事に参加する人が少なく、行政区や組合に加入しないなどの問題が出てきています。

◆平成22(2010)年4月現在、本町には21の行政区がありますが、規模の面では、一番大きな行政区で約1,400世帯3,600人超、一番小さな行政区で約30世帯100人足らずと大きな差があります。また、古くから農漁業などを中心とする行政区、新興住宅を母体とする行政区、古くからの集落と新興住宅が混在する行政区など、その成り立ちもさまざまです。

◆私たちの生活は、個人や家庭があくまで基本ではありますが、高齢社会や核家族化の進展、災害時への対応などを考えると、互いに助け合い、支え合う、そんな地域コミュニティの復活が大きな課題といえます。この問題は、行政だけでも、地域だけでも解決できる問題ではなく、両者が一体となって考えていく必要があります。

◆本町では、これまで公民館機能の充実を支援するため、老朽化した施設の改修やバリアフリー化する際の建築補助金の交付、さらには、生涯学習の一環として出前講座の開催や行事の際の用具の貸出などの支援をおこなってきました。今後も、このようなハード面、ソフト面でのさらなる充実が求められています。

◆住居表示は、住民生活の便宜を向上させるため、開発地域や既成市街地において順次実施してきました。今後とも、町内未実施の既成市街地においても推進していく必要があります。

◆施策の方針

地域の課題について、町民と行政がパートナーシップのもと相互に理解しあい、課題解決のための地域活動の仕組みづくりをするとともに、コミュニティ活動拠点として公民館などの施設を充実し、地域の活性化や町民の地域活動を推進します。

◆施策の体系

コミュニティの振興

- ◆コミュニティ組織の仕組みづくり
- ◆コミュニティ施設の充実
- ◆コミュニティ活動の活性化
- ◆住居表示の推進

<協働を推進するために>

隣近所とのつきあい、地域の祭りや行事に積極的に参加するなど、町民同士の交流を活性化するとともに、また、ボランティア活動などを通して、地域の安全や課題の解決、災害時への備えなど、互いに助け合い、支え合う、そんな地域コミュニティづくりが大切です。

施策の内容

①コミュニティ組織の仕組みづくり

- これまでのまちづくりの単位であった行政区の課題や利点を検証し、町民と協働(※注1)しながらこれからの地域コミュニティ組織の単位やあり方について検討します。
- 中心市街地については、急激にマンションや住宅の建設が進むため、区画整理組合や地元行政区などと協議し、新たなコミュニティのあり方について検討します。
- 地域の活性化や地域のさまざまな課題解決のために、町職員と地域との関係を強化する仕組みづくりに努めます。

②コミュニティ施設の充実

- 身近な地域の公民館や集会所など、さまざまな地域活動の拠点として機能するよう、施設の整備に対して支援します。

③コミュニティ活動の活性化

- 町民の自発的な地域活動を促すため、自治意識の高揚や地域リーダーの育成に努めます。
- コミュニティ活動を総合的に支援するため、コミュニティに関する窓口や組織の一元化を推進します。
- 役場窓口での転入手続き時や広報活動により、転入者や行政区未加入者に行政区への加入促進に努めます。

④住居表示の推進

- 日常生活の利便性向上のため、目的の場所が容易に分かるように住居表示を計画的に推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
隣近所との付き合いが(あまり)ない世帯(人)の割合	34.3% (※注2)	28%

(※注1)協働とは、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつで、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組み。

(※注2)指標割合は、平成21年度実施住民意識調査による割合。

第9章 みんなの力で地域づくりを進めるまち

2 協働・公益活動の推進

現状と課題

◆地方分権が進展する中、地方の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の確立が求められています。そのためには、町民、事業者、学校、行政などが、お互いの役割を認識し、共に汗を流し、相互に連携・協力しながらまちづくりや地域づくりに取り組むことが重要です。また、新たなまちづくりの担い手としてのボランティア団体などの活動や地域におけるコミュニティ活性化への取り組みも一層重要となってきます。

◆社会の成熟に伴い、多くの町民が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視するようになってきています。こうした中、生きがいや自己実現を求め、さまざまな分野でボランティア活動などに取り組む町民が増えています。（※別表1 公益活動団体登録数推移）。このことは、今回の総合計画策定に関するまちづくり住民会議（ワークショップ）や団体ヒアリングの中でも、「自分たちでできるまちづくり活動に積極的に取り組むべきだ」という意見や提案が多く出されたことから推察できます。

◆「ボランティアの拠点や情報が不足しており始めるきっかけが弱い」「協働や参画の仕組みが確立されていない」といった、町民の声もあることから、町民がどのように地域社会に貢献し、各種活動に参画できるのかを町民と行政が共に考え、町民の能力や知識、経験をまちづくりに生かしていくことが求められています。

◆また、ボランティア以外にも、行政の各種委員会や審議会への公募をはじめ、町民参加型のワークショップなど町民と行政が、それぞれの特性を活かしながら、まちづくりや課題解決に向けて話し合いのできる環境をつくっていくことが重要です。

◆施策の方針

地域に暮らし活動する町民、町民活動団体、企業、行政がそれぞれの主体性と自主性を尊重し合いながら、地域や公共の担い手として協働し、パートナーシップによる町民参加型のまちづくりをめざします。

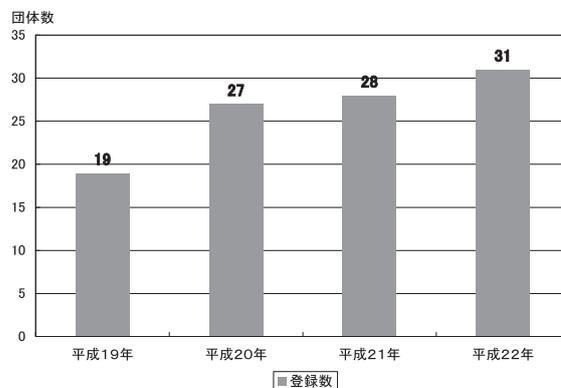
◆施策の体系

協働・公益活動の推進

- ◆協働の仕組みづくりと情報提供
- ◆公益活動への支援
- ◆町民参画の推進

別表1

◆公益活動団体登録数



<協働を推進するために>

町からの情報に関心を持ち、個人がもつ特技や知識を積極的に活かし、地域活動へ参加することが大切です。

また、各種の審議会や委員会へ積極的に参加し、個人の能力や知識を活かし、まちづくりに参加することが重要です。

施策の内容

①協働の仕組みづくりと情報提供

- 協働のまちづくりを進めるため、町民や事業者、行政が一体となって進めていくまちづくり体制の確立、具体的方策について方針を明らかにし、計画的に取り組みます。
- 町民と行政職員が、「自助・共助・公助」という協働の考え方について理解し、共通の認識のもと、まちづくりを推進するため、あらゆる機会を通じて情報を発信し、意識の高揚を図ります。

②公益活動への支援

- NPO(※注1)・ボランティア団体などの自発的な活動を促進するため、情報の共有や連携などの活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めます。

- NPO・ボランティア団体等の活動内容や状況などを町民に広くアピールし、理解を深め、活動のより一層の充実を図ります。

- ボランティアセンターがさまざまな公益活動の情報拠点となるよう努めます。

【関連施策 8-2地域福祉の充実③】

③町民参画の推進

- ワークショップ(※注2)方式による参加型の会議の活用など、施策、政策に関して町民の参加の機会を充実し、広く町民の意見が反映するよう努めます。
- 町民がまちづくりに参画できる機会を充実させるために、各種の審議会や委員会などへの公募委員の登用などについて検討します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
公益活動団体の登録数	28団体	35団体

(※注1) NPOとは、NonProfit Organizationの略。ボランティア活動など、社会的な公益活動を行う、営利を目的としない組織・団体。

(※注2) ワークショップとは、作業場や工房を意味する語であるが、住民参加型のまちづくりにおいて、参加者が対等な関係で対話と共同作業を通じて一定の総意を得ていく会議手法のひとつ。

第10章 行政を経営し計画を着実に進めるまちづくり

1 効率的な行財政運営

現状と課題

- ◆地方分権の進展や行政ニーズの多様化により、基礎自治体としての市町村事務が増え、高度化・専門化していく中で、これまで以上に行財政基盤の強化が求められています。
- ◆本町では、地方新時代に向け、平成17(2005)年に第2次新宮町行政改革大綱を策定し、行政経営の観点から、経費の節減と合理化や計画行政の推進など行財政改革に取り組んできました。今後も、引き続き、住民満足度の向上と行政経費の節減を図る必要があります。
- ◆財政面では、いわゆる三位一体の改革に伴い、平成16(2004)年度以降、地方交付税が大幅に削減されたことに加え、平成18(2006)年から着手した中心市街地整備事業へ町費を投じたことから、非常に厳しい財政状況となっています。
- ◆今後は、沖田地区、緑ヶ浜地区の成熟が進むことから、固定資産税や町民税などの町税の収入と、義務教育施設など人口増に伴うさまざまな財政支出を適切に見込み、財政運営をしていく必要があります。
- ◆町職員については、平成19(2007)年に、新宮町人材育成基本方針を策定し、職員研修を大幅に増やすとともに目標管理制度の導入など組織として成果をあげるよう努めてきました。今後とも、職員が地域との関係を強化し、町民に信頼される職員を育成していく必要があります。

◆施策の方針

町民から信頼される行財政の運営をするため、財政状況の公開や事務事業の見直しを行い、持続的な行政経営を進めるとともに、職員の意識改革や資質向上に努めます。

◆施策の体系

効率的な行財政運営

- ◆町民から信頼される行財政運営
- ◆組織・人材の育成

<協働を推進するために>

「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識のもと、本町の財政状況に見合ったまちづくりを行っていくことが求められます。

施策の内容

①町民から信頼される行政運営

- 第2次新宮町行政改革大綱を見直し、自主財源の確保に努めるとともに行政経費の節減や合理化を推進します。
- 総合計画をはじめとする各種行政計画の適切な進捗管理と公開に努めます。
- 行政評価の導入による事務事業の整理・合理化や補助金の適正化を行い、効果的・効率的な事務事業の実施に努めます。
- 持続可能な行政経営ができるように、中心市街地などの税収増、人口増を踏まえた中期財政計画を策定し、随時見直しを行い、施策を計画的に実施します。

- 滞納処分など適切な収納対策に努めるとともに、広告収入など新たな自主財源の確保に努めます。また、普通財産についても売却及び借地などによる有効活用を図ります。
- 優良な社会資本整備及び適正な価格保持のため、総合評価方式などによる入札、契約手続及びその運用について研究を進めます。

②組織・人材の育成

- 総合計画の目的を計画的に達成するため、行政需要に応じた効率的、効果的な組織編制に努めます。
- 研修、目標管理制度などを内容とする人材育成基本方針により、職員の意識改革と資質向上に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
経常収支比率(※注1)	91.3%	
実質公債費比率(※注2)	17.2%	

(※注1) 経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指標として利用され、この比率が低いほど一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいます。(100%を超えると不健全な財政運営となります。)
 (※注2) 実質公債費比率とは、町が地方債などの実質的な借金返済にあてている金額が、収入に対して占める割合を表したもので、18%を超えると地方債の発行が許可制となり、25%を超えると起債が制限されます。

第10章 行政を経営し計画を着実に進めるまちづくり

2 広域行政の推進

現状と課題

- ◆人々の日常生活圏の拡大や社会経済活動の広域化が進む中、市町村が共通して抱える課題や単独の市町村では対応が困難な課題に対応するため、あるいは、効率的な行政運営や提供する行政サービスの充実や高度化を図るため、広域行政の充実が求められています。
- ◆本町では、周辺市町とごみ、消防、高等学校、葬祭場などを一部事務組合(※注1)で組織し、共同で事務処理を行っています。また、介護保険事務や後期高齢者医療に関する事務について、広域連合(※注2)で行っており、さらに、福岡市を中心とした福岡都市圏広域行政推進協議会において、国県道や河川の整備、各種助成制度の拡充など、国や県に対する提言活動も行っています。
- ◆今後は、本町が加入する各種広域行政のさらなる充実に努めるとともに、町民の利便性やサービス向上の観点から、周辺自治体との連携による広域的な地域づくりについても検討していく必要があります。また、国では道州制(※注3)や地域主権など新たな地方自治のあり方について検討がなされています。

◆施策の方針

効率的な行政運営や提供する行政サービスの充実や高度化を図るため、広域行政の推進を図ります。

◆施策の体系

広域行政の推進

- ◆福岡都市圏広域行政計画の推進
- ◆広域行政の推進
- ◆近隣市町との連携

<協働を推進するために>

広域的なイベントや各種行事、地域間交流に積極的に参加し、地域内住民の一体感や連帯が高まることが大切です。

広域行政の主なもの

平成22(2010)年7月現在

名 称	設 立	分野・内容	構 成
福岡都市圏広域行政推進協議会	S 53.1.1	広域計画・国県要望	福岡市とその周辺市町
福岡都市圏広域行政事業組合	H 5.4.28	都市圏各種共同事業	同上
福岡地区水道企業団	S 48.6.1	水の安定供給	同上
玄界環境組合	S 42.3.31	じん芥処理	宗像・福津・古賀・新宮
北筑衛生施設組合	S 45.4.1	葬祭場運営	糟屋1市7町他2市
古賀高等学校組合	S 37.3.24	高等学校運営	福津・古賀・新宮
粕屋北部消防組合	S 53.10.25	常備消防	古賀・新宮
福岡県介護保険広域連合	H 11.7.1	介護保険	県内58市町村
福岡県後期高齢者広域連合	H 19.3.27	後期高齢者医療全般	県内全市町村

施策の内容

①福岡都市圏広域行政計画の推進

- 平成23(2011)年度からの第5次福岡都市圏広域行政計画にもとづき、福岡市とその周辺市町の地域特性や役割分担を踏まえ、水問題や基幹道路などさまざまな広域的課題の解決のため、国や県などに対して要望活動を行います。

②広域行政の推進

- 福岡地区水道企業団の充実や北部福岡緊急連絡管事業の導入により、安定した上水道の供給を行います。
- 玄界環境組合、福岡県介護保険広域連合や福岡県後期高齢者医療広域連合などについて構成市町と連携しながら健全な運営に努めます。

③近隣市町との連携

- 広域で実施した方がより事業効果が見込める分野・内容については、隣接する自治体を中心に交流・連携事業を進めるなど多様な広域行政を推進します。
- 道州制など国や県の動向なども踏まえ、新たな広域連携のあり方について研究します。

(※注1) 一部事務組合とは、複数の市町村が、消防やごみ処理など行政サービスの一部を共同で処理することを目的として設置する組織。

(※注2) 広域連合とは、複数の市町村が、介護保険や後期高齢者医療制度など、広域的に処理することが適当な事務やこれに関連して国などから委任された事務について広域計画を作成して、総合的、計画的に処理することを目的として設置する組織。

(※注3) 道州制とは、複数の都道府県が合併して、「道」「州」などの広域自治体を設置し、広範な行政機能をもたせて地方主権を測る制度。

3 情報化の推進と広報広聴の充実

現状と課題

- ◆町民との協働によるまちづくりを進めていくためには、町が行う広報活動を充実し、行政情報を町民と共有する必要があります。一方で、インターネットや携帯電話などの情報通信技術（ICT）が急速に発展普及したことにより、今後は多くの人々がICTの恩恵をうけることができるユビキタス社会（※注1）の実現や電子自治体の構築が求められています。
- ◆本町では、毎月1回発行する広報誌「Active新宮」と町公式ホームページを主な情報伝達手段として広報活動を行っています。しかし、近年では情報化社会の進展やライフスタイルの変化などにより、情報の専門化やニーズの多様化の傾向もあり、必ずしも十分であるとは言えなくなっています。
- ◆町のあらゆる行政サービスや施策に対する意見や要望など広聴活動の重要性も高まっています。本町では、インターネットメールや公共機関政策決定や事務改善などに、町民の意見を反映させるため、パブリックコメント（※注2）の実施や役場に設置した町政への意見箱の設置に取り組んでいます。また、今回の総合計画策定に関するまちづくり住民会議の設置や各種アンケート調査の実施も広聴活動の一環ともいえます。今後は、町民との協働による行政運営の確立を図るため、より多くの町民の意見や提案が寄せられるような制度の充実を図るとともに、ICTを積極的に取り入れ、町民と行政相互で情報のやり取りができる仕組みをつくっていく必要があります。

◆施策の方針

行政の情報化を総合的かつ計画的に進め、電子自治体の構築や住民サービスの向上に努めるとともに、情報公開や広聴の充実に努めます。

◆施策の体系

情報化の推進と広報広聴の充実

- ◆電子自治体の構築
- ◆広報機能の充実
- ◆広聴システムの充実
- ◆情報公開の推進

<協働を推進するために>

さまざまな地域活動や地域情報、提案や提言をまちづくりや地域づくりに活用できるように、町民からの情報提供・発信が大切です。

施策の内容

①電子自治体の構築

- 行政の情報化を総合的かつ計画的に進めるため、全庁的な体制整備のもと、情報化に関する計画の策定に努めます。
- 既存の各種システムの見直しによる経費削減や機能の強化に取り組むとともに、情報セキュリティ対策を強化します。
- 証明書などのコンビニなど自動交付サービスや行政手続きの簡素化などの検討を進め、町民ニーズに対応したシステムの構築に努めます。
- コンビニ収納の拡大を図るとともに、カード決済などによる多様な収納方法の調査・検討を行います。

【関連施策 4-4 水の安定供給③】

【関連施策 4-5 下水道の整備⑤】

②広報機能の充実

- 読みやすく分かりやすい広報紙面づくりに努めるとともに、デジタル放送などさまざまな情報伝達手法を検討します。
- 新聞やフリーペーパーなどの媒体を有効に利用したパブリシティ活動(※注3)を推進します。

- 積極的な情報公開の媒体として、町公式ホームページの充実を図ります。

③広聴システムの充実

- 広く住民からの意見が聴けるようにアンケートを定期的実施します。
- 住民生活に密接に関係する条例や重要な計画の策定にあたっては、幅広く町民の意見を聴くためにパブリックコメント制度を適切に運用します。

④情報公開の推進

- 新宮町情報公開条例の趣旨を尊重し、情報公開に努め開かれた町政の実現に努めます。
- 情報公開制度及び個人情報保護制度に関して、適切な運用に努めます。
- 地域やグループなどの要望によって、町職員などが町の施策や事務事業について説明や意見を聴く、行政の「出前講座」や「行政懇談会」などの実施に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
公式ホームページ閲覧件数	48,000 件 / 月	50,000 件 / 月
町政への住民参加、住民意見提出方法などに関する住民の満足度	8.8 %	15 %

(※注1) ユビキタス社会とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークでつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会のこと。

(※注2) パブリックコメントとは、重要な計画などを策定しようとするときに、住民の意見を広く求め、その結果を計画に反映させていく手続きのこと。

(※注3) パブリシティ活動とは、公衆との関係をよくするためのコミュニケーション活動、とりわけ住民への情報提供の中で特に影響が大きい報道機関への情報提供活動のこと。

第5次新宮町総合計画 —みんなの新宮町未来計画—

- 発行／新宮町役場
〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
TEL (092)962-0231(代表) FAX (092)962-2078
ホームページ <http://www.town.shingu.fukuoka.jp>
- 企画・編集／新宮町役場 総合政策課
- 発行日／平成23年8月
- 印刷／社会福祉法人 福岡ココニ一

